

平成24年第5回野洲市議会定例会会議録

招集年月日 平成24年12月7日

招集場所 野洲市役所議場

応招議員 1番 矢野 隆行 2番 梶山 幾世
 3番 井狩 辰也 4番 市木 一郎
 5番 高橋 繁夫 6番 奥村 治男
 7番 中島 一雄 8番 丸山 敬二
 9番 西本 俊吉 10番 坂口 哲哉
 11番 立入三千男 12番 太田 健一
 13番 野並 享子 14番 小菅 六雄
 15番 田中 孝嗣 16番 三和 郁子
 17番 鈴木 市朗 18番 内田 聡史
 19番 田中 良隆 20番 河野 司

不応招議員 なし

出席議員 応招議員に同じ

欠席議員 なし

地方自治法第121条の規定により説明のため出席を求めた者の職氏名

市長	山仲 善彰	教育長	川端 敏男
政策調整部長	富田 久和	総務部長	竹内 睦夫
市民部長	中島 宗七	健康福祉部長	佐敷 政紀
政策監 (高齢者・子育て支援担当)	井狩 重則	都市建設部長	橋 俊明
環境経済部長	山本 利夫	教育部長	新庄 敏雅
政策監 (文化振興担当)	千歳 則雄	政策調整部次長	深尾 永司
総務部次長	田中 利昭	広報秘書課長	寺田 実好
総務課長補佐	武内 了恵		

出席した事務局職員の氏名

事務局長	東郷 達雄	事務局次長	白井 芳治
書記	三上 忠宏	書記	若井 美園

議事日程

- 第1 諸般の報告
- 第2 会議録署名議員の指名
- 第3 一般質問

開議 午前9時00分

議事の経過

(開会)

○議長(三和郁子君) (午前9時00分) 皆様、おはようございます。

ただいまの出席議員は20名であります。定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。

これより日程に入ります。

(日程第1)

○議長(三和郁子君) 日程第1、諸般の報告を行います。

出席議員20名全員であります。

次に、本日の議事日程は既に配付済みの議事日程のとおりであります。

次に、本日説明員として出席通知のあった者の職氏名は、昨日と同様であり配付を省略いたしましたので、ご了承願います。

(日程第2)

○議長(三和郁子君) 日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は会議規則第120条の規定により、第7番、中島一雄議員、第8番、丸山敬二議員を指名いたします。

(日程第3)

○議長(三和郁子君) 日程第3、前日に引き続き一般質問を行います。

発言順位は一般質問一覧表のとおりであります。順次発言を許します。質問に当たっては簡単明瞭にされるよう希望いたします。

それでは、通告第9号、第5番、高橋繁夫議員。

○5番(高橋繁夫君) 皆さん、おはようございます。5番、高橋繁夫でございます。

早いもので11月議会となりました。平成24年には、領土問題と電機業界の不況など暗い話題が多かった年となりました。明るい話題はオリンピックで、特に女子の活躍が目

を引いた大会となりました。毎年その年の話題となったニュースで、その年の動きがわかるので楽しみにしておりますが、ことしはさすがに衆議院選の解散で、暮れも押し迫った選挙となり、あわただしい年末となっています。

一方、本市の1年は、山仲市長が無投票で2期目を当選されたという安定した綱捌きの結果が評価されたものと私は受けとめております。滋賀県下では、本市と同時期に合併されたほかの市では、全て市長選が実施され、また実施される見通しとなっています。そういった滋賀県下の情勢を考えれば、山仲市長の評価は特筆すべきものであると思っております。

さて、私は、この11月議会で2点にわたり質問させていただくものです。

まず、1点目は国鉄清算事業団から取得地の活用について伺うものであります。この案件については、今まで先輩諸氏が質問されてはいますが、私もこの土地がなぜ取得に至ったのかなどと気になる点もあり、質問させていただくものであります。私なりにインターネットで調べてみますと、この国鉄清算事業団は、1987年にJRグループ各社へ分割・民営化された日本国有鉄道、国鉄の固定資産売却益による長期債務償還や余剰人員の再就職促進などを行うことを目的として手続された特殊法人であり、1998年10月22日に解散しておられます。当時の野洲町は琵琶湖線の複々線の用地として取得されたものと聞いておりますが、複々線は依然めどが立っておりません。当時では、議会で当然議論されておりますが、私は見通しが甘かったのではないかと考えざるを得ません。

そこで、1、まずこの土地の取得の経過、面積、取得価格を伺うものです。

2番に、現在の土地の状況を伺うものでございます。

3に、今後のこの土地の活用策を伺うものであります。

次に、野洲市交通ネットワーク構想にかかわる新駅構想について伺うものであります。現在、都市建設部において野洲市交通ネットワーク構想を作成されようとしていますが、その中で、野洲駅と篠原駅間の新駅構想が上げられています。この新駅について、野洲町と祇王村が合併されたときに位置づけられたものと先輩議員から聞いております。その後、時代が変わり、平成16年10月に合併をしました際の新市まちづくり計画にも位置づけられております。県内では、南草津駅、南彦根駅と先進実施例が見られており、駅周辺の開発事業もあり、この両駅周辺は大きく成長しております。また、京都では平成20年10月に桂川駅が開業し、また大阪では同じく平成20年8月に島本駅が開業しています。このように、相次いで東海道線の京都線で開業されており、新駅の可能性はかなり高いも

のと考えられます。

そこで、この新駅構想について、次の点を伺うものでございます。本来、この新駅構想については、具体的にはどのあたりを位置づけされているのか。

2、J R西日本との協議は過去も持たれているのか。

3、最新のJ R西日本はどのように反応を示しているのかをお尋ねいたしますので、よろしくご答弁のほど、お願いいたします。

○議長（三和郁子君） 政策調整部長。

○政策調整部長（富田久和君） 皆さん、おはようございます。高橋議員のご質問にお答えをいたします。

まず、国鉄清算事業団からの取得地に係るご質問でございます。まず1点目の土地取得の経緯、面積、取得価格についてお答えいたします。

そもそもの発端となる現在のJ R琵琶湖線草津駅から野洲駅間の複々線化につきましては、昭和45年に旧国鉄の野洲電車基地が完成したころから地域住民の願いであり、当時の国鉄に対して継続的に要望をしてきたところでございます。しかし、昭和62年には国鉄がJ R各社に分割・民営化されたことから、国鉄によって要望が実現されることはなくなり、複々線化に際して必要になると見込まれる当該土地の所有権が国鉄清算事業団へと移され、売却の方針が示されました。国鉄清算事業団からの売却提案に対して、当時の野洲町としては複々線化への思いを断ち切ることはできず、実現の可能性を国鉄からJ R西日本に引き継いでもらうためにも、当時の野洲町議会に複々線化の事業用地として取得することをお認めいただき、また、その財源として公共用地先行取得債を借り入れるため、事業化されるまでの間は暫定的に公園用地として管理していくことを決めたもので、平成10年3月に国鉄清算事業団から取得をしたものでございます。

取得面積につきましては野洲地先が4,262.74平方メートル、久野部地先が5,913.20平方メートル、合わせまして1万175.94平方メートルとなっております。

また、取得価格につきましては合計で3億7,891万1,114円となっております。

次に、2点目の当該土地の現況につきましては、土地取得後現在に至るまでに複々線化が事業化されることはなく、暫定的に有効活用するため、野洲地先、久野部地先それぞれの一部を普通財産として有償で貸し付けるとともに、久野部地先については職員の駐車場としても活用をしております。

3点目の今後の有効活用につきましては、複々線化という目的がある以上、暫定的な利

用に限られると考えています。

続きまして、野洲市交通ネットワーク構想に係る新駅構想に関するご質問についてお答えいたします。

まず1点目の新駅構想の具体的な位置についてのご質問ですが、野洲、篠原駅間の新駅構想については、現時点で具体的な場所を特定しておりません。新駅設置は、その周辺における新たなまちづくりの方向性や実現の可能性もあわせた検討が必要です。そのためには、まず社会経済情勢や市民ニーズに即した交通体系を見直し、本市における交通ネットワークの基本的な方向性を示す必要があります。現在、市民や専門家を交えた交通ネットワーク構想検討委員会では、本市が持つ潜在的な地域力を最大限に生かすため、広域的な計画との整合性を持たせながら、新駅設置が将来のまちづくりに明確に組み込めるかどうかといった視点で検討を行っていただいております。今後、この構想の検討結果を踏まえた上で、新駅設置については段階的に検討を進めてまいりたいと考えております。

2点目のJR西日本と新駅構想についての協議についてのお尋ねでございますが、本市がJR西日本と公式な協議は、現在のところ、してございません。したがって、JR西日本からの公式な意見や見解についても現時点では提示できるものはございませんので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上、お答えといたします。

○議長（三和郁子君） 高橋議員。

○5番（高橋繁夫君） 答弁をいただきまして、ありがとうございました。

それでは、先ほどの答弁につきまして再質問をさせていただきます。まず、国鉄清算事業団からの取得地の活用につきましては、鈴木議員も質問されておりますので、よって再質問はいたしません。今まで野洲市、特に旧野洲町の土地取得については、今でも課題を引きずっていたり、現時点の財政にも大きく影響を来しております。

その例を挙げますと、びわこ学園の移転に伴う土地取得があります。多額の費用を要し、そのいきさつは今回の議題105号、財産の無償貸し付けで解決が図られております。また、野洲地先の旧野洲町の堤防ですが、この取得も合併直前の駆け込みで取得がなされたものと聞いております。さらに、野洲駅の文化小劇場横の民間開発で高層マンションが建設されましたが、その許認可では野洲市も絡んでいて、議会でもそのかわり方が追及されました。また、全員協議会においては、北桜の土地取得でも旧野洲町が損失をこうむるという考えられない手続の説明を受けております。

こうしたことから、旧野洲町の土地取得に関しては、黒ではありませんが、グレーのイメージが強く、そのグレーのイメージを野洲市が引きずられていると私は心配いたしております。その責任の幾らかは、議会もチェック機能が働いていなかったのではないかと正直思っております。そういった負の遺産を引き継いでおられる現執行部には大変でしょうが、山仲市長を筆頭に頑張ってくださいたいことを強くお願いしておきます。

次に、野洲駅と篠原駅間の新駅構想であります。現在のJRの考え方など理解をいたしました。この件につきましても、今まで議会で議論されております新駅の構想の位置で議論が分かれるところがございますが、この新駅構想で、まず課題として挙げられるのが新駅に伴う周辺開発となったときの排水問題であります。この山手の地域の排水をどのようにするのが大きなポイントになると思っております。よって、この排水に関して現在どのように考えておられるのかを伺うものであります。よろしく願いいたします。

○議長（三和郁子君） 高橋議員、ただいまの質問の中に通告のない質問がございました。それで、答えられる範囲で答弁をお願いしたいと思いますので、よろしく願いします。

都市建設部長。

○都市建設部長（橋 俊明君） 議員の皆様、おはようございます。

それでは、排水の関係でございますので、所管いたします都市建設部よりお答えをさせていただきます。

この通称サブゾーンの地域を中心にした新駅構想の位置の周辺につきましては、過去、予算的に、いろんな予算を見ながら調査検討をさせていただいております。特に、平成21年1月に、この周辺の雨水排水計画の検討をされております。その結論を見てみますと、調整池のポンプアップ方式を検討されております。ただ、事業費が17億から23億かかるという結果も出ております。ただし、このポンプの施設費は含んでおりません。今、中畑の区画整理以後、電気代等の、いわゆるメンテナンス費用がかさむ、このポンプアップ方式については今後実施していかないという方向づけが出されておりますので、そういうことを考えると、この報告につきましては、かなり実現はできないというふうに私どもは考えております。

もう一点、注目すべき報告がされております。それは、いわゆるJRをくぐらずに、いわゆる真っすぐ、いわゆる小篠原上屋線沿いに水路を流してはどうかという検討も簡単には出されております。これは、現在、JRの高架化されております県道野洲中主線、これを200メートルほど、いわゆる野洲の市役所方面でございますけれども、あそこに斜め

に横断する水路がございます、その水路に流してはどうかという検討もされております。その検討では、なかなか縦断的にとるのは非常に難しいというのが1点。

もう一点は、勾配が非常にとりにくいということもございましたので、幅が約8メートル要するということで、スペース的には非常に難しいという結論が出ております。しかしながら、今申し上げました、これは、いわゆる、先ほど言いましたJRの跨線橋の200メートルほど手前の水路に流すという、こういう構想でございますけれども、最終的に、この排水というのは、いわゆる家棟川に落とすということになりますので、そこでは現況の河床が89.74、そして県のほうに確かめますと計画河床が89.23メートルの高さになります。このサブゾーンの周辺の高さが、GLが96メートルから97メートルということでございますので、計画的に0.2%の勾配でも、いわゆる整備はできるという結論になります。こちらに流すということは可能であるというふうに考えておりますけれども、ただし幾つかの障害ポイントがございます。

といたしますのは、現在、小篠原上屋線につきましては、いわゆる大阪ガスなり、企業庁の工業用水が入ってございます。だから、この工業用水もありますので、それだけの、いわゆる暗渠の排水を流すようなスペースを、あの小篠原上屋線の中でとれるかどうかというのが1つ大きなポイントになります。その前の前提条件として、この駅周辺の、この新しい開発が可能になったときに、このいわゆる暗渠整備の雨水対策が認められるかどうか、それがまず大きなポイントになります。これについては、やっぱり関係省庁と協議を要するということが必要になります。それと、先ほど言いました小篠原上屋線で、それなりのスペースが確保できるかというのが問題になろうかと思えます。

次に、やっぱりもう一つネックがございます。ここには辻町五之里線と、辻町小比江線のアンダーパスがございますので、それが、いわゆる縦断的に合うのかどうかというのが1点と。その合った上で、しかも、いわゆる道路構造令の建築景観が確保できるかというポイントがございます。こういった幾つかのポイントがありますので、今後はそういったものを含めながら実現作を検討していきたいというふうに、このように考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（三和郁子君） 高橋議員。

○5番（高橋繁夫君） 橋部長には、ちょっと予定外の、要するに質問に対する答弁いただきまして、ありがとうございます。再質問の答弁、ありがとうございます。

今回のような新駅構想の実現には当然期間を要しますし、JRの時刻のような時間どお

りには進みません、と思います。しかし、新駅構想につきましては野洲市の発展には欠かせない案件であります。篠原駅整備の供用開始が平成27年3月ごろの予定でございます。これも大正8年からの未改修駅でございました。この篠原駅整備にもようやく期間を要しましてゴールが見えてきた次第でございます。このように目の前の一步を進まない限り、新駅構想など大きなプロジェクトの実現のゴールにはたどり着きません。その目的達成のためにはたゆまない努力が必要であり、そのことを強くお願いいたしまして、私の質問を、簡単ではございますが、終わらせていただきます。

○議長（三和郁子君） 次に、通告第10号、第14番、小菅六雄議員。

○14番（小菅六雄君） おはようございます。それでは、2点の問題について質問を行います。

1点目に、県立野洲養護学校のマンモス化による分離問題についての質問であります。ご承知のように、平成20年度開校いたしました野洲養護学校は、本市からも多くの子どもが通学をいたしております。しかし、開校当時から既に教室が足りない事態が発生しています。開校当初191人の児童生徒は、今年度は既に300人にもなっております。これに対しまして、昨年度10教室増築をいたしております。しかし、今後さらに児童生徒がふえ続けます。その結果、平成27年度にはさらに教室が不足するということから、県教委は、その対策として、現在は3階建ての校舎増築方針を出しています。しかし、結論的には、今の施設でも教育活動に大きな支障が出ておまして、保護者や教育関係者から、これ以上の大規模化はあり得ないと批判や要望が出ております。結論的には、分離新設校が必要と考えます。

そこで、初めに、この問題について、当然本市からも多くの児童生徒が通学する地元の養護学校であります。市教委といたしまして、この問題ですね、どういう見解をお持ちなのか、また本市から何名が現在通学しているのかを初めにお聞きしたいと思います。

○議長（三和郁子君） 教育長。

○教育長（川端敏男君） 議員の皆様、おはようございます。

ただいまの野洲養護学校の分離問題についてでございますけれども、地元教育委員会としての見解でございますが、まず本市に在住しております子どもで野洲養護学校に通学している子どもの数でございますが、小学部で30名、中学部に25名、高等部には25名、通学をしております。市の教育委員会としましては、これらの子どもたちがよりよい教育環境で学習できることを常に願っておりますが、今般ご質問の大規模化の問題解決に

向けましては、これは設置者である滋賀県が主体的に判断すべきものというふうに考えております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（三和郁子君） 小菅議員。

○14番（小菅六雄君） 今、答弁ありましたように、本市からも80名も子どもが通学しているわけでありまして、今教育長が言われたように、県教委の問題ということで、その一言で解決していいのかどうかですね、そういう問題であります。今回、県教委が言ってますのは、3階建ての2,900平米ほどの校舎増築を計画しているわけなんですけども、先ほど少し言いましたように、施設のにも教育環境的にも多くの支障が出るのは必至だと思うんですよね。どこまで調査されているかわかりませんが、そういう認識はありますか、このまま増築で行ったとすれば。そこら辺の認識はいかがでしょうか。

○議長（三和郁子君） 教育長。

○教育長（川端敏男君） 確かに、このまま児童生徒数がふえてまいりますと、いろんな課題が生じてくることは認識をしております。特に、本市の担当の者が養護学校に行きまして、年間五、六回程度行っていると思いますが、その担当が行きまして、そこで教員と懇談をしたり、あるいは教育内容や教育施設ですね、環境につきましては十分参観をしたりしておりますので、そういった報告も聞いておりますので、今お尋ねのどういう状況かということについては認識をしております。

○議長（三和郁子君） 小菅議員。

○14番（小菅六雄君） それで、今言いましたように施設のにも教育環境的にも多くの支障が出ると思うんですけど、この問題では、去る10月29日に県教委が野洲養護学校の保護者に、この増築問題について説明会をしているんですけども、生徒が近年増加する傾向について、市教委も十分当事者の一員でありますからご承知だと思いますが、入学を決める就学基準ですね、これについて、この保護者会の説明会で、就学基準が守られているかどうか市町の就学基準を見直すと保護者に説明しているんですね。つまり、どういうことかといいますと、市町が養護学校に入学する際の就学基準の調査ですね、それを県教委は市町が守っていないかのごとくの発言なんです。本来対象でない子を養護学校に入学させる、だから子どもがふえてきている、そんな主張もされているんですね。野洲市の場合、そのようなことになっているんですか。就学基準に反する入学の審査をしているわけですか。そこら辺をお聞きしたいと思います。

○議長（三和郁子君） 教育長。

○教育長（川端敏男君） 就学審査についてのお尋ねでございますけれども、市は毎年就学指導委員会というのを開いておりますので、そこで、その子に合った、一番合った就学先はどこかということについて十分就学指導委員の方々と協議をさせていただきながら決めておりますので、今言われたことは、どういうふうに県がおっしゃっているのか、ちょっと私は理解しかねますけれども、野洲市としましては、きちっとその子に合った一番いい環境で学習ができるように就学指導先は決定しております。

以上でございます。

○議長（三和郁子君） 小菅議員。

○14番（小菅六雄君） 今言いましたように、県教委が保護者会の説明で、まるで市町が就学基準を守っていないかごとの説明をしているわけでありまして、こういう県教委の見解について、私は遺憾だと思っているわけですが、市教委としてはどうですか。

○議長（三和郁子君） 教育長。

○教育長（川端敏男君） そのようなことにつきましては、ちょっと私も事実を確かめておりませんので、ここでコメントをすることはできません。

以上でございます。

○議長（三和郁子君） 小菅議員。

○14番（小菅六雄君） そのような主張も県教委はしてるみたいですので、確認の上、事実であれば、県教委にももの申してほしいと思います。

あと、施設的な問題なんですけどね、この写真ちょっと見にくいんですけども、これは養護学校増築されて、これは廊下の部分なんですけど、養護学校の廊下なんですけど、一番奥のところ、黒い、白い枠であって、もう一つ奥に白い点がありますね、それが廊下の突き当たりなんですよね。これ、155メートルの廊下なんです。一般の学校では考えられないですよ。仮に本市で例えたら、小中学校増築なり、校舎建設のときに、そんな設計、大規模校というか、設計考えられないですよ。それが県立学校ということで、また養護学校ということでまかり通っているんですね。こういう教育施設、どのような見解をお持ちでしょうかね。

○議長（三和郁子君） 教育長。

○教育長（川端敏男君） 養護学校に通学をしている子どもたちには、いろいろなやはり事情があって入学をしていると思っております。通常の学校よりも、やはり一段きめ細かな

指導が必要でございますので、施設とか、あるいは設備の充実は不可欠であると、そんなふうには考えております。

○議長（三和郁子君） 小菅議員。

○14番（小菅六雄君） 今、少し言われましたように、通常、小中学校でも155メートルの廊下って考えられない。ましてや、養護学校で、教員ももちろんのこと、児童生徒についてもより一層移動が困難ですよ。こんなわかり切っていることが県立学校、あるいは養護学校ということでまかり通っている、加えて、また増築をしようとしている。とてもやないけど考えられませんので、そういう意味からも増築で対応というのは根本的に問題があると私は思っていますので、そういうことだと思います。

あと、教育環境との関係でも、この間、保護者の方からもいろいろ聞いているわけですが、例えば小学部では4年からクラブ活動というのがあるんですけども、これも先生が足りなくてまともにされていないということがあります。また、高等部では、これも保護者の話では、ことしの夏、水泳の学習は4回しかなかったということで。しかし、今回、県教委の増築案にはプールの増築もないらしいんですよ。これで本当に教育を受ける権利が保障されていると言えるのかどうか、これについてもどうお思いなのか、お聞きしたいと思います。

○議長（三和郁子君） 教育長。

○教育長（川端敏男君） 確かに、当初170名規模で想定をした学校でございますので、それが300名を越えるということになりますと、いろんな支障が出てくるというふうに思います。今、小菅議員がおっしゃいましたように、例えば体育館の使用回数が減ってくるとか、プールの使用が減ってくるとか、あるいは移動するのにも、先ほどの廊下の問題もございましたけれども、移動するのにも時間がかかるとか。普通ならクラブ活動でこの部屋を使わなければならない特別教室が普通教室に転用されているとかいったような、そういう面は出てくるので、やはり先ほども申し上げましたように、子どもたちがよりよい環境で学習できるのが一番大事だというふうには思っております。

○議長（三和郁子君） 小菅議員。

○14番（小菅六雄君） 教育長も、この状態がいいのか悪いのか十分本当はわかっておいでだと思うんですけども。それで、結論的にね、この問題は根本的には教育を受ける権利が保障されているとかどうかの問題なんですよ。現状あるいは今後、増築の対応では、とてもじゃないけど、そういう保証はされないと私は思うんですよ。これ、知事部局は、

突き詰めてみれば、財政的に大変だから分離あるいは新設というのはできないというのが結論的みたいな感じなんですね。しかし、根本的な教育を受ける権利を保障されなく、こういう状況が続くのはよくないのと思いますのでね。結論的に、先ほど教育長は、これは県立校の問題だと言われましたが、県立校であって我がまちの子どもたちの問題なんですね。だから、増築ではなく、私は分離・新設が必要やと思うんですね。そういうことで、野洲市としても県に分離・新設を求めるべきだと思うんですけども、それについての見解はどうでしょうか。

○議長（三和郁子君） 教育長。

○教育長（川端敏男君） 施設の分離・新設についての県への要望ということでございますけれども、野洲養護学校の保護者の多くが、校舎増築ではなくて、分校化や、あるいは養護学校の新設を要望しておられるということにつきましては承知をしております。先ほども述べましたように、教育委員会の担当者が学校を訪問した折には、野洲養護学校の実情を踏まえまして、意見交換も行って、気づいたことにつきましてはお伝をしているところでございます。子どもの数が急増した野洲養護学校の校舎を増築するか、あるいは新設、分離をするか、これにつきましては、やはり本市の権限が及ぶところではございませんので、野洲市がお答えすることはできないというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（三和郁子君） 小菅議員。

○14番（小菅六雄君） 別に教育問題に限らず、福祉、医療、建設、いろんな問題でも、市町村の要望としては、いろんな市民要望があれば、県にこれまでから、国であろうが、要望しているのでありまして、何で養護学校の問題は県の所管だからといって要望ができないのか、おかしいと思うんですよね。おかしくないですか。多くの保護者の皆さん、教育関係者の皆さんが、増設では、教育を受ける権利がこのままでは保証されない、だから分離・新設が強い全体の要望になっているんですね、今。ましてや、湖南4市、野洲市からも80人の子どもが通学している学校なんですね。であれば、野洲市民、あるいは関係者を代表する野洲市が県教委なり知事に要望しても当たり前だと思うんですけども、そうはならないんですか。

○議長（三和郁子君） 教育長。

○教育長（川端敏男君） 先ほども申しましたように、これはやはり権限の及ぶところではございませんので、何とも言えないところでございますけれども。今お聞きをしております。

ますと、県のほうでは、1つは石部高校の中に分教室をつくって問題を解決しようというふうにも聞いておりますし、その分教室では養護学校の高等部の生徒を受け入れていくというふうなことも聞いております。もう一つは、野洲養護学校の敷地内に、もう一つ3階建ての校舎を建てる構想があるというふうなことも聞いておりますけれども、先ほど増築云々という問題もございましたんですが、やはり基本設計とか実施設計の中で、保護者や、あるいは子どもの考え、意見等々、十分配慮して基本設計をつくり、そして実施設計に入られていかれるのではないかなというふうには思っております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（三和郁子君） 小菅議員。

○14番（小菅六雄君） 石部の場合は、分校化の案があったんですね。野洲養護学校の分校化の案があったんです。これは、結論的には白紙になりました。だから、石部の分校化はやめになったから野洲養護学校の増築案を提案したわけなんです、県教委は。そういう状況です。

それで、今、教育長が県教委の問題で権限が及ばないと言われましたが、これは通告出していないんですけど、もし市長よければ、市長は、昨日、現嘉田県政についても評価をいろいろされましたが、県教委も知事もこういう現状なんですね。私はとてもやないけど知事部局にも責任があると思ってるんです。そういう意味では、教育長が県教委の問題で権限が及ばないと答弁してしまいましたが、もしよければ市長、この問題について見解をいただければと思います。

○議長（三和郁子君） ただいまの質問の中に通告のない質問がございました。答えられる範囲でお願いします。

市長。

○市長（山仲善彰君） これについては、私もこの議会でもお話ししてますように、これ以上の増設、現在でも多いと思ってますから、問題だと思っています。きのう梶山議員のご質問にもお答えしましたように、仕事をしてないと。これは高校の再編もやってないわけですね。1期目からの課題であるのに、2期目ここまで来ても一切めどが立ってません。2期目の中でも解決がつかない形です。もう長浜と彦根の問題も、彦根は一応少し落ち着いたような形ですけど、長浜はまだ何か2人だけでやっていますね、駅前の土地を買えとか。そういう問題じゃなしに、子どもたちが、生徒が減っているわけですね。その中で、もっと早くから再編しておかないといけない、10年遅れているわけです。一方では、今ご心

配のように、障がいを持ったりしている子どもさんがふえているし、発達障がいも今は対象になってますから、そういうことからふえてますので、速やかに養護学校なり環境整備しないといけないと思ってます。これは、1つは高校再編と合わせてやらないとだめです。今、県の財政厳しいと言っているんだったら、そういう全体の中で、全ての子どもたちがそれぞれの能力と状況によって安心できるようにしていかないとはいけませんので。私は、野洲養護の増設は、もう前の増設も厳しいと言ってたぐらいですから、だめだと思っています。

幾つかの、なぜ具体的にだめかという、特に栗東市民の子どもさんが通っているわけです。もともと野洲養護に来たのは、当時は200人弱だということで、いわゆるスケールメリット、分けてまで学校はできないということだったんですが、今はもう2校分になっているわけですし、特に栗東の子どもさんたち、生徒さんたちなんかはできるだけ近くでというのは当たり前ですが、その調整がついてないので、この大変な状態になってますね。ただ、栗東の学校施設で1つとってたときにも、今の学校の状況が変わるからということで、結果的にうまく行ってません。ただ、あれについては、多分、小菅議員たちと同じ考えの方たちが反対されたと思ってんですけども。今、障がいを持っている人たちの対応というのは、ノーマライゼーション、そしてインクルージョンですね。そうすると、1つの障がいの学校があって、そこにさまざまな障がいを持っている生徒、子どもさんたちが一緒にいるときに反対がありました。そこを県は説得できてません。なぜそういうふうになっているのか、ここは本当はもっと県が汗をかくべきだったのに、もうチャンス逃してます。これは結構深刻だと思っています。これもやはり知事のリーダーシップです。ですから、総合的にもっともっと考えるべきであって、いずれにしても、もともと野洲養護自体が、県の住宅公社が買った塩漬けの土地に障がいを持っている子どもさんたちの施設を持っていったということからして、私は問題だと思っているんですけども、そこに一たんつくったらどんどん増築してくるといって、これはやはり県民として、あるいは市民として、大いに問題視すべきだと思っていますので、私も小菅議員以上に問題だと思っています。

ただ、ちょっと廊下ははかってませんが。前も言いましたように、私は養護学校へは何回も行ってますよ。どこの廊下をはかってないかと言いますと、中主幼稚園の廊下をはかってないんですが。あれも定員が400人を超える巨大なものをつくって、実際は今200人台で押さえてますけれども、決してよそを責めるだけじゃなしに、旧中主町のあ

の幼稚園は多分150メートルを超えてるのと違うかなと私は思いますんでね。いずれにしても巨大幼稚園で、あの発想はどうかなと。150は超えてないかもわかりませんが、巨大です。400数十人の幼稚園をつくったということは、私は、よそを責めるだけじゃなしに、自らも反省しないといけないというふうに思っております。

以上、ご答弁といたします。

○議長（三和郁子君） 小菅議員。

○14番（小菅六雄君） 今、市長の答弁に賛同できる部分も多々あると思いますので、市長なり、また教育委員会もよろしくお願ひしたいと思ひます。

それでは、続いて2つ目の就学援助制度の問題についてお聞きしたいと思ひます。この問題も、言うまでもなく、今、経済不況、所得低迷の中で、本市でも小中学校の就学援助を受ける児童生徒ですね、ふえています。そういう中で、ご承知だと思いますけど、文科省が2010年4月から要保護児童生徒ですね、いわゆる生活保護世帯の就学援助費の対象を拡大いたしました。これまでの支給対象に加えまして、新たにクラブ活動、PTA会費、生徒会費、この3項目について就学援助の国庫補助対象にしたわけですね。これはもう実施されているわけでありまして、この理由はもう言うまでもなく、この3項目については、文科省は教育の一環としての費用だから対象に加えるということを決めたわけでありまして、そこで、要保護以外の準要保護児童生徒につきましては、要保護児童生徒と同様の扱いにするということにしたんですよね、国は、文科省は。しかし、準要保護については、直接国庫補助じゃなくて、現在は一般財源化されてますので、つまり基準財政需要額に入って地方交付税に算入されているわけですが、そういうことも含めてでありまして、準要保護では、この3項目を補助の対象にしていない、本市もしていない、そこがちょっと問題だと思いますので、その問題についてお聞きしたいと思ひますが。

それで、初めに、本市の就学援助の要保護と準要保護の世帯数なり児童生徒数ですね、これを初めに教えてほしいと思ひます。できれば、合併の時点と現在の時点でも結構ですので。

○議長（三和郁子君） 教育部長。

○教育部長（新庄敏雅君） 議員の皆様、おはようございます。小菅議員の就学援助制度の拡充について、お答えを申し上げたいと思ひます。

要保護、準要保護の世帯、児童生徒数でございますが、3月末時点ですが、要保護につきましては合併時で8世帯12名、その後ふえまして平成20年度では17世帯31名と

最も多くなり、本年度につきましては15世帯22名となっております。準要保護では、ここに世帯の把握まではこれまでしておりませんでしたので、生徒数のみで申し上げますと、合併時に192名で、その後年々増加しまして平成20年では355名、現在416名となっております。

○議長（三和郁子君） 小菅議員。

○14番（小菅六雄君） 416名プラス31名、全体ではということですね。450名近くおられるということですね。ということは、本市の小中学校児童数の約1割ですね、10人に1人が就学援助を受けているということですね。これはかなりの率やと思うんですね。もちろん、もっと高いまちもいっぱいありますが。

合併時に比べて近年急激な増加なんですけども、この原因はどう分析されていますか。

○議長（三和郁子君） 教育部長。

○教育部長（新庄敏雅君） 増加を見ますと、一番の主な原因としましては、離婚等を主な原因とします児童扶養手当の受給者が増ということで、人数が増加をしているところでございます。

○議長（三和郁子君） 小菅議員。

○14番（小菅六雄君） そうですね。多分ですけど、まだ増加の可能性というか、傾向は続くのではないかと思うんですね。そういう市民が、子どもがそういう現状に追いやられているので、やっぱり教育の一環として、こういう制度をきちっと適用するということが必要やと思いますので。

それで、先ほど少し言いましたが、この補助の対象となった3項目について、準要保護世帯は一般財源化されたということも含めて、実施していないまちが多い、本市もされていないと思うんですが、本市の現状はどうなのか、お聞きしたいと思います。

○議長（三和郁子君） 教育部長。

○教育部長（新庄敏雅君） 認識につきましては、先ほど議員もおっしゃっていただいたように、国の支給できる範囲にということで、一般財源化されたことによりまして、市町村の判断にということでございますが、県下でもほとんど支給もされておらないということで、本市もその時点では支給はしていかないということで、現在は対象としておりません。

○議長（三和郁子君） 小菅議員。

○14番（小菅六雄君） 市町村の判断で補助をしないということができるのですか。

○議長（三和郁子君） 教育部長。

○教育部長（新庄敏雅君） 県に確認しました。どこも実際のところはしておりませんし、市町村の判断に委ねられるというようにお答えをちょうだいしております。

○議長（三和郁子君） 小菅議員。

○14番（小菅六雄君） 最終的に、するせんは市町村の判断で、仮にしないというて、必ずしも違法ではないかもわかりませんが、平成22年度4月1日の文科省の初等中等教育局長と、同じく文科省のスポーツ青年局長の、要保護児童生徒援助補助金及び特別支援教育就学奨励費補助金交付要綱の一部改正についての通知は御存じですか。

○議長（三和郁子君） 教育部長。

○教育部長（新庄敏雅君） はい、承知しております。

○議長（三和郁子君） 小菅議員。

○14番（小菅六雄君） ここにはどう書いてますか。

○議長（三和郁子君） 暫時休憩いたします。

（午前 9時55分 休憩）

（午前 9時56分 再開）

○議長（三和郁子君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

教育部長。

○教育部長（新庄敏雅君） 申しわけございません。ちょっと、今書類を見ているんですが、見当たりませんでした。申しわけございません、お答えできないんですが。

○議長（三和郁子君） 小菅議員。

○14番（小菅六雄君） 要保護児童生徒援助費補助金及び特別支援教育就学奨励費補助金交付要綱を次のとおり改正するという通知があるんですけども、教育安全社会の実現に関する懇談会報告において、就学援助の対象範囲の拡大、生徒会費、部活動等が示されたことから、要保護児童生徒援助費補助金の補助対象項目に、クラブ活動費、生徒会費、PTA会費が追加されたことに伴い、交付要綱の補助対象事業を改正するものであるという通知があるんですね。それで、要保護及び準要保護児童生徒についてどうしなさいというのがあるんですけども、もちろん要保護児童については生保関係ですから結果としては無条件補助になるわけですけども、準要保護についても、先ほど少し言いましたように、地方交付税の、いわゆる基準財政需要額の算定基礎に入るわけでありますから、当然、交付税措置するから、基本的には要保護と同じような立場で補助をしなさいという通知なんで

すよね。この通知の精神に、野洲市がしないというのは、反するわけではないですか。

○議長（三和郁子君） 教育部長。

○教育部長（新庄敏雅君） お示しのように、国としては基準額の単価表もつけて示しているところですが、算入されたということで、交付税というのは、ご承知のように、全てがそれをしなさいというようなものではないと、こう解釈しておるんですが。

○議長（三和郁子君） 小菅議員。

○14番（小菅六雄君） 今、私が言った考え方ですね、政策調整部長はどうですか、間違ってますか。

○議長（三和郁子君） 政策調整部長。

○政策調整部長（富田久和君） 準要保護の普通交付税への措置の関係でございますけれども、これまで市のほうへ提供を受けております資料とかで確認をしたわけですが、明確な記載がございません。そういったところで、県のほうにも照会をいたしました。県も、持ち合わせの資料では、その実はっきりしたものがないということで、今お持ちの資料で類推することを前提とするという、そういったことで回答をいただきました。

その回答では、金額は不明であるが、平成22年度から要保護の基準を考慮した地方交付税措置がとられていることから、対象項目は要保護と同様の項目が算入されていると考えられると、こういった回答をいただいておりますので、お答えとさせていただきます。

○議長（三和郁子君） 小菅議員。

○14番（小菅六雄君） そういうことですよ。交付税措置されているんですよ。この国の、文科省の通知の中でも、準要保護者についての考え方ですね、国会の指摘があって、平成21年度11月に文部科学省が各市町村の状況を調査したことや、過去の文部科学省が示してきた基準を考慮し、平成22年度から地方交付税措置を拡充する。だから、さっき言いましたように、正直な話、仮にしなくても違法でないかもわからんけど、この通知の精神からいったら、当然、国は地方交付税で見てあげますよという措置をしているのに準要保護について補助しないのはおかしいと思うんですけど、私の考えは間違ってますか。

○議長（三和郁子君） 教育部長。

○教育部長（新庄敏雅君） 制度自身が、等しく義務教育を浸透させよう、経済的理由の如何にかかわらずという趣旨で出されているという趣旨については十分に理解をするものですが、その手段が交付税の需要額で見るという手段ですけれども、そもそもおっしゃるように、需要額の中には、もちろん標準算定としては、標準規模の市町村がこういうような

標準的な業務をすべきであろうという意味の交付税額であって、必ずしもそこに算入されているものが全て市町村の行政に反映しているものでもないので、その範疇で責任を、私どもとしては等しく義務教育を受けていただくための施策として判断をしまして、安定的な形で運営するためにはですね。それと、実際にこの3項目を新たな形で給付しようとすると、入っている学校、クラブ等、いろんな課題も実際はありますので、恐らく市町村もそのあたりが踏み切れずに、本市もそうですけども、実施していないという状況でございます。

○議長（三和郁子君） 小菅議員。

○14番（小菅六雄君） 課題って何ですか。

○議長（三和郁子君） 教育部長。

○教育部長（新庄敏雅君） 今おっしゃってます、学校によって、この3項目が違ってくるんですね、これ、使われ方が違ってきます。子どもたちが入る部活によっても大きく波を打つんですね。これが、果たして、今言ったように等しく平等に子どもたちに供給する上において、確かに保護費のほうには一定基準額が算定はされているんですが、これはある意味では生活保護というセーフティネットの範疇ですので、要保護、準要保護の考え方はやっぱり変えていくべきだろうと、このように思ってますが。

○議長（三和郁子君） 小菅議員。

○14番（小菅六雄君） 各学校、小中によって額が違うと言ったって、既にもう要保護の場合は補助の対象にしてるじゃないですか、当然、生保との関係も含めて。それが国は準要保護も同じ扱いにしないと言っているんですよね。ちょっとそれは問題のすりかえやと思うんですね。

それでは、仮に対象とすれば幾らぐらいの費用になるんですか。

○議長（三和郁子君） 教育部長。

○教育部長（新庄敏雅君） 費用額ですが、3項目で、クラブ活動を今把握できてないという部分もありますので、国の算定の上限額で算定しますと、約550万円かかります。PTA会費が95万円、生徒会費が13万円で、しめて六百五、六十万の新たな費用が要するというように試算をしております。

○議長（三和郁子君） 小菅議員。

○14番（小菅六雄君） 準要保護に対して実施しようとするれば、約650万円ですね。それで、先ほど言いましたように、地方交付税措置がされているわけでありまして、本当

にしないのはおかしいと思うんですね。

政策調整部長は、この通知は見られたことがあるんですか。

○議長（三和郁子君） 政策調整部長。

○政策調整部長（富田久和君） どの通知ですか、ちょっと見えなかったんですが。

○議長（三和郁子君） 小菅議員。

○14番（小菅六雄君） 先ほど言いました平成22年4月1日の文科省の各市町村県教育委員会に出された就学援助に関する費用を拡大、補助対象を拡大します、それから準要保護については地方交付税で算入しますという通知ですね。先ほど、それに基づいて部長に質問したわけなんですけども、そこに地方交付税措置の考え方が書いているわけでありましてね。

○議長（三和郁子君） 政策調整部長。

○政策調整部長（富田久和君） 私、手元には、要保護及び準要保護児童生徒についてということは書類としては見てございます。ただ、この中に準要保護についてということでも明確な記載がないと、このように各項目にわたっての記載はないというようなことでございます。そういったことから、県のほうへも照会をさせていただいて、先ほど申しました「類推すると」というような回答をいただいておりますので、今手持ちの資料では、恐らく交付税措置がされるだろうという判断はできますけれども、明確な記載はないと、このように、この書類を見る限り、そのような判断でございます。

○議長（三和郁子君） 小菅議員。

○14番（小菅六雄君） あちこち行きましたんで、もう一遍まとめて整理して言いますとね、準要保護者についても要保護世帯と同じ扱いをなさいたいというのが通知なんです。それで、その準要保護者についての対象者というのは、当然ですが、市町村教育委員会が生活保護法第6条第2項に規定する要保護に準ずる程度に困窮していると認める者、これが準要保護者ですね。それで、準要保護者について、なぜこの補助を出すというのは、根拠法は学校教育法、学校保健安全法に基づいて実施。国は、これを、対象を拡大しようとするれば対象者は全国で140万人、児童生徒数の約13.8%と推定しているわけなんです。それで、具体的な項目が、準要保護者に対する就学援助については平成17年度より国の補助を廃止しましたと。それで、税源移譲、地方財政措置を行った、これが285億円を行った、それで市町村が単独で実施するようになりました、そういう説明をしているわけですね。それで、平成24年度の地方交付税措置額は480億円ですね、推計で。

それで、先ほど言いましたように、結論的には地方交付税措置を22年度しますよというて、しますよというて書かれているわけですね。ここまで明らかにして、市町村教育委員会がしないのはおかしいと思いませんか、本当に。絶対おかしいですよ、これは。どう思いますか。

○議長（三和郁子君） 教育部長。

○教育部長（新庄敏雅君） 議員、交付税で見られているとおっしゃっているんですが、そもそも交付税自身も、国税5税が10兆円ぐらいしかないということで、実際、今、全国で24兆円交付してますので、ここが破綻をしている中で、国が見た見たとおっしゃっているんですけども、実際に本市としましては、先ほども申しましたように、もしやれば少なくとも600数十万が要ということもありますし、先ほども申しましたように、今後ますます新たな需要が伴うと、大体恐らく推計では年間200万円、年度、1年間に200万円ぐらいの一般財源が、市町村の税金が、恐らくここに投入していかなければならないですね。交付税は恐らくふえない、見たといえどもふえてないというのが実質ですし、一般財源化によりまして市町村に税源移譲をしたと、こういうことですが、今までは2分の1の補助金があったんですが、それがなくなって、純然たる税をこれから必要な方に市町村としては責任を持って支給をしていかなければならないというような、そういうような責務を担っておりますので、教育委員会としましては、それをやっぱり続けていくためには、現行の制度維持の中で、ある意味では、まだまだこの制度を御存じなかったり、やっぱり適用いただく方は少しでも関係課と連携しまして受けていただいて、現行制度、少し先の部分までちょっと言ってしまったんですが、この部分は先ほど申しましたように、安定した形で運営をしたいと、こういう形を考えておりますので、ご理解を賜りたいと思っております。

○議長（三和郁子君） 小菅議員。

○14番（小菅六雄君） 私も根本的には、国が補助金を廃止して一般財源化した、このことが問題だと思っているんですよ。交付税措置すれば、わかったようなわからないような立場に、ことに置かれるという現状はありますが。しかし、少なくとも、国が通知まで出して、対象にしますよ、準要保護についてもしてくださいと通知を出しているのに、守らないんですか。

○議長（三和郁子君） 教育部長。

○教育部長（新庄敏雅君） 横並びではないんですがね、どこもその部分には算入してな

い、おおむねですね、小さな町村は一部対象にしているところもあるんですが、現行では守らないというよりは、現実的に今の部分で公平性も含めて守っていけないということだと考えています。

○議長（三和郁子君） 市長。

○市長（山仲善彰君） 小菅議員おっしゃるのはわかりますけど、小菅議員のいつもの主張と矛盾していると思います。一介の通知ですね、通知、通達、文献、これはもう矛盾しているわけですよ。

ちょっと民主党に悪いんですけども、民主党政権になってから幾つかの通知が出てます。本来は政治主導であるのに、局長とか課長で通知が出ています。前も議会で申し上げたと思いますけども、後期高齢者医療に関しましても、一課長が後期高齢者制度はすぐに廃止するから基金をつぶせという文書が来てました。私は反対したんですけど、滋賀県の場合はそれを信じてつぶしたがために、1年目は4%だったんですけど、今回は10%近く上げなければならなかったというのは基金がなくなっているからです。

ですから、今のその通知も、一方では補助金を切っておきながら、いろいろ言われたからというので通知を出している。その通知というのは、多分、都合悪ければ、小菅議員たちは、こんな通知で文科省が言われて何とかかんとかとおっしゃるんですけど、都合のいいときだけ通知を使っておられるわけですし、その通知自体と文献に矛盾が存在してますから、ここでぎりぎりやっていただいても解決つきません。やはり、地域の実態、当事者の状況を見ながら自治体が判断していくというのが正しくて、今、国の通知を盾にとって、ここで地方議会で議論して、実際議会で議論していただくこと自体が私は矛盾で解決がつかないと思いますので、もう一回事実と正面で向き合ってもらって、通知が出ているからどうかという議論は、私は不毛だというふうに考えております。

以上、お答えいたします。

○議長（三和郁子君） 小菅議員。

○14番（小菅六雄君） 市長の言われることも部分的にはわからないわけでもありませんが、私ども、仮に市町村にとって、また市民にとって都合の悪い通知が来たとしたら、そんなんを直接従うなどは言い切れないと思っているんですよ。そういう通知は市民あるいは市にとってよくないから、撤回なり改正を求めよと私は言うと思いますよ。これは、ちょっと市長、私たちに対する考え方が間違っていると思います。

それで、この通知が、市長は局長とか一個人みたいに言われましたが、少なくとも、局

長名であっても、文科省が出したんですよね。一職員が出したわけではないですのでね、それは当然のことですのでね。市長がそう言われるのであれば、教育部長がそう言われるのであれば、本当に市民が今大変な状況に置かれて、教育を受ける権利を保障すべき就学援助で国の通知にも反する行為を続けていかれるということを認識しておきますわ。

それで、総論的な問題です。今、本市の場合は就学援助は生保の1.2倍ですね、昨今、生活保護の基準が適正かどうかという議論がいろいろされておりますが、現実には生活保護の基準というのは厳しいものだと思います。そういう意味では、この1.2倍を当面引き上げが必要やと思うんです、私。この点については、教育委員会、お考えはありますか。

○議長（三和郁子君） 教育部長。

○教育部長（新庄敏雅君） 少し、先ほど幾つか申し上げましたけども、やっぱり市町村として、この就学援助制度というのを責任を持って取り組んでいくというのか、必要な方に必要なものを支給していきたいという思いでございますので、今後のことを考えましても、1点は、やっぱりきちっと対応していかなあかんということと。やっぱり、この制度は、どこの学校、どこに住んでおっても、平等に等しく、この基準というのは定められるべきものだと考えておりますし、近隣でも一時高い守山とかありましたけども、1.2という形で引き下げもされてますので、こういう形で引き続き1.2という基準額で支給すべきものだと考えております。

○議長（三和郁子君） 小菅議員。

○14番（小菅六雄君） この問題で1点確認しておきたいのは、就学援助の周知広報ですね、基準は広報では明らかに、広報というのは、子どもたち、保護者に配る案内のチラシですね、そこには収入基準等は明確にされてませんね。それはなぜですか。

○議長（三和郁子君） 教育部長。

○教育部長（新庄敏雅君） この対象者が、一応チラシでは幾つか支給対象項目がありますよということで、それをつくって周知をさせていただいているところですが。

○議長（三和郁子君） 小菅議員。

○14番（小菅六雄君） だから、今言いました生活保護の1.2倍というのは、こういう金額、基準だという周知ですね、案内ですね。

○議長（三和郁子君） 教育部長。

○教育部長（新庄敏雅君） 1.2というようなものについては、たしか明示はしておらないと思っておりますが、対象者に項目がありまして、1番から市町村民税非課税とかですね、

こういう形で基準額という明示はできてないのは事実ですね。

○議長（三和郁子君） 小菅議員。

○14番（小菅六雄君） いずれにしましても、就学援助がわかりやすい、受けやすい周知を今後していただきたいと思います。

以上で終わりますが、少なくとも、国、地方を問わず、法例遵守、制度遵守はよくも悪くも法制度である以上は、ある意味仕方のないことではありますが、それに基づいて通知なり通達が出ていると思いますので、決して都合のええところだけをとっているわけではありませんので、私から言わすと、市長のほうがええところをとっているとしますので、これほど明確にきちっとしなさいという通知はないと思いますので、守るべきだということをお求めて、質問を終わります。

○議長（三和郁子君） 暫時休憩します。再開を午前10時40分とします。

（午前10時20分 休憩）

（午前10時40分 再開）

○議長（三和郁子君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、通告第11号、第12番、太田健一議員。

○12番（太田健一君） 太田健一です。大きく2つの項目について質問をさせていただきます。

大きい1点目として、大飯原発の再稼働についての質問をしたいと思いますが、昨日からの様々の議員の方々の質問に対して、市長もたくさんの思いを答えておられましたが、この原発の問題に関しても思われることをたくさんお聞きしたいなと思います。

嘉田知事の日本未来の党のことにしてもいろんな見解を聞きましたが、「卒原発」ということを掲げながら、昨日の赤旗新聞の報道の中でも、未来の党の議員が原発推進ということをお宣伝で行ったり、申し入れたりしてるという、本当にどっちの立場なんだというようなことも昨日の赤旗の報道にもありました。そういった現状の中で、質問させていただきます。

まず1点目として、現在、大飯原発の敷地内の破砕帯が、こちらに地図が、拡大してほしいんですけど、この部分ですね。推定活断層と書いてますが、ここが大飯原発で、海の部分から通ってるということですね。この破砕帯が活断層であるかどうかということは委員会において意見が分かれています、どのような認識をされておられるのか、見解をまず伺いたいと思います。

○議長（三和郁子君） 市長。

○市長（山仲善彰君） 改めまして、議員の皆様、おはようございます。

太田議員の、大飯原発の活断層、あるいは断層と想定されていることについてのご質問にお答えをいたします。

まず、原子力規制委員会で活断層であるかどうか、あるいは地滑りであるかということで、まだ統一の見解が出てません。これは素人に判断できるものではなくて、やはり科学的、技術的にきちっと調査し、検討して、結論が出されるべきものであって、地域の人のもとより、国民が不安に思っている状態というのは許されませんので、できるだけ速やかに判断が下されるべきだと思ってます。ただ、これまで時間がかかっているということは、やはり最新の科学をもってしても解明できないこと、いわゆる自然というのは物すごい大きいわけですし、私たちの人知というのは、人間の知識、知恵というのは限られてます。何か現代文明というのは勘違いして、全てが人間の知識で、あるいは能力で管理できるという誤解がありますけれども、そうではないということだと思っております。

それと、ちょっと長くなりますけれども、皆様方ご承知のように、ことしの10月に、イタリアで、2009年にラクイラというまちで大地震が起こって309名の方が亡くなっています。2009年に地震が起こりましたし、ことしの10月にイタリアで裁判があって報道されてますが、地震が予知ができなかったということで懲役6年の実刑判決が6人の科学者に出されてます。実のところは、地震予知ができなかったということではなくて、実態はその前に安全宣言をしていることに対する裁判らしいんですけども、それはそれとしまして。そのときに、日本の地震防災対策強化地域判定会の阿部勝征さん、これは会長ですけども、結構有名な人ですね、日本の地震の権威ですけども。私が調べたところ、こういうコメントを出してます。一般に地震予知は現時点では難しいが、原理的に不可能と証明されているわけではなく、チャレンジに値する重要な研究と思うというコメントをこのときに出してます。ですから、原理的には不可能ではないとしても、今日の科学では地震の予知は難しいというふうに専門家が言っているわけですね。

原子力規制委員会の調査団が行った11月2日の現地調査と、4日と7日に開かれた2回の検討会だけで、今のこの科学のレベルで何か判断ができるのかどうかということだというふうに思ってます。ですから、情報がないからとめるのか、あるいは情報がない中でエネルギーをどうするのか。それと、従来から申し上げているように、使用済み核燃料をどうするのか、六ヶ所村の問題をどうするのか、あるいは万が一とめるにしても廃炉の経

費とか技術とかが要りますね。そういうことを全部示した上でないとわからない、判断されるべきではないというふうに考えております。

以上、お答えいたします。

○議長（三和郁子君） 太田議員。

○12番（太田健一君） この原子力に関しては、市長のほうは、ある意味、私よりも専門家、長く携わってこられたという話も聞いておりますが、今お答えされた内容も理解できるところも、もちろんあります。

もう少し詳細について踏み込んでいきたいんですけど、現在、原子力規制委員会が大飯原発の活断層調査を行って、それに対しての協議がずっと行われているわけですけど、この活断層と原発の耐震性との関係を定めた発電用原子炉施設の耐震安全性に対する安全審査の手引きというものがありますけど、これは御存じでしょうか。

○議長（三和郁子君） 市長。

○市長（山仲善彰君） 具体的には知りませんが、いずれにしても、活断層上には原子力発電所は設置しないという方針がそこで書かれているというところまでは知ってます。

○議長（三和郁子君） 太田健一議員。

○12番（太田健一君） おっしゃったとおりで、その内容ですけど、この文書の中には、活断層を特定するに当たり否定できない場合は云々かんぬんとありまして、活断層を想定すること、さらに調査結果の精度や信頼性を考慮した安全側の判断を行うことというふうに明記されています。これに照らしますと、活断層だと否定できないという場合に当たることになります。ということは、この付録の、先ほど示しました断層は活断層と判断されることになります。

この委員会のメンバーの方は、事前会合で、規制委員会側は活断層についてグレーのときは黒でやるというふうに言っていたと、当然運転は一たん停止になると思っていたと話しておられます。さらに、現地調査した4人の専門家の議論の中で、地滑りの可能性もあるという、そういったような意見はありましたが、活断層であることを否定したメンバーはいなかったと。活断層について、私は黒で、もう一人は濃いグレー、残りの2人はグレーで、白は1人もいなかったというように話しておられます。それらの調査結果を踏まえて、仮に百歩譲ったとしても、活断層と疑わしいならまず原発をとめるべきだと、そんなふうに強く指摘されておられるんですが、そのことに関してどう思われますか。

○議長（三和郁子君） 市長。

○市長（山仲善彰君） 論点が余りにも雑駁になってるわけですね。当然、活断層というのはどこかで地震の原因になると、どこかというのは、時間的に、いつかの時点にということなんですが。それが10年先なのか、あしたなのか、はたまた1万年、数十万年先なのかということなんです。ですから、そこはまだ今は余地ができない。ですから、それがわかるのであれば地震予知ができるはずなんです。現時点では地震予知ができてません。ですから、地震予知と同じ分野で、今、原発をとめるかとめないかを議論してるわけです。白紙で、発電所をつくるかつくらないかだったら、それは活断層の疑いがあるのであれば、いわゆるフェールセーフの発想で、全ての人が活断層がないと認めない限り、そんなところには原子力発電所はつくらないわけですね。これまでも、立地されているのは制度の問題もあって、現時点で設置されてるわけです。

今、先ほど小菅議員もおっしゃったように、日本の経済は疲弊してます、格差は広がってます、就労は大変です。今回も、関電は原子力発電所がとまっていることによる値上げで、少なくとも10%ぐらい上げようとしてます。企業には20%ぐらいになります。だから、日々の経済、その中でどう考えるのか。5年先に起こるのに、あしたとめて、じゃあしたの経済はどうなるのかという、そういう観点から考えないといけませんし、いつも申し上げてますが、本当に使用済み核燃料はここまで来てるわけですね。誰が悪いとかじゃなしに、現に存在してるわけですね、大飯にも、敦賀にも。じゃ、それを誰がどういうお金でもって除去するのか、処理するのか、そこも総合的に考えないといけないので。だから、ある意味では、これは危機的状況の中で、時間を、いい意味で、どう稼いで、一番安全な形で着陸をするのかという議論でしてね。活断層かどうかとか、そこであんまり議論してるよりは、次のこともセットで考えないとだめですので、私はそういう問題意識でもって対応すべきものだというふうに考えております。

○議長（三和郁子君） 太田議員。

○12番（太田健一君） 様々、複合的な、大きく見て考えていかなければいけないということですけど、そのことに関して、この後の、また質問のところで話させてもらうんですけど。この断層、今ここの活断層、F6というところの活断層のことを話してますけど、さらに大きな課題が出ております。このF6の断層とは別で、この前後に3つの断層があると、この下側の熊川断層、F0-A断層、F0-B断層というものが、巨大な断層があって、これがほぼつながっており連動する可能性があるということをも日本活断層学会の専門家の教授が指摘をされています。現在、問題となって話されていることはF6の断層の

ことですが、もっと大きな視野で見ると、周りにはたくさんの断層があるということを専門家の方が警鐘されておられるということも踏まえると、本当に危険な場所であって、それをいまだに関西電力が認めていないということは本当に大きな問題だと思うんですね。

その現状の中で、再稼働を、今、大飯原発1号機と2号機ですかね、3、4号機を稼働し続けているということは、やっぱり市民の皆さんも危機感を持っている方もたくさんおられるので、不安な要素をたくさんつくってると思うんです。そもそも論になるんですけど、原発の設置そのものが法的にも問題であって、大きな矛盾を引き起こしているわけですね。

その先ほどのこととはまた違うんですけど、原発の設置には、もともと原子炉立地審査指針というのがありますが、それは御存じですか。

○議長（三和郁子君） 市長。

○市長（山仲善彰君） 具体的な内容を知りませんが、当然それがなければ原発は立地できませんし、私が常々申し上げているように、アセスも今はある程度整備されましたが治外法権で、環境省のもともと所管じゃなかったことも知ってますから、当然一定のその時代その時代の厳密な基準があって初めて原発が立地できているというのは知っています。

○議長（三和郁子君） 太田議員。

○12番（太田健一君） その内容というのがすごく大事なんですね。なぜかといいますと、その中に基本的な考えとして、原則的立地条件という項目があります。これには、大きな事故の原因となるような事象、これは例えば、大きな地震、津波、洪水、台風などの自然現象が過去においてなかったことはもちろんであるが、将来においてもあることは考えられないこと、また災害を拡大するような事象も少ないことというふうにあります。

これは、例えば、隣接して人口の大きな都市や大きな産業施設があるとか、陸海空の交通の状況など、社会環境や地盤が軟弱といった自然現象を考慮するということです。要するに、大地震や大津波が起こる場所には原子炉を設置してはならないと、この指針にあるわけですよ。先ほど、市長が、これから白紙の状態からするなら、もちろん活断層の疑いがあるところはだめという話でしたけど、最初の原発そのものがつくられた、この長い歴史の中で、最初にこうしたしっかりした指針があるわけなんですね。

要するに、大地震や大津波が起こる場所は原子炉を設置してはならないこととあるのに、ストレステストを行って、大地震や大津波が起こる場所で原子炉設置を考えるとということ自身が法律違反となるわけですよ。津波に対しての防波壁をつくっている、そういうこ

とが今されてますよね。もう、かなり矛盾した話だと思うんですね。電力会社は自らその指針に違反して津波対策をしてますけど、原発は大津波や大地震の対策をとった瞬間に指針に違反して存在してはいけないことになる、原発そのものが、というのが明らかだと思うんですね。この指針そのものを熟知しているのは、もちろん電力会社です。問題なのは、そのために彼らが絶対に大きな活断層を認めようとしてこなかった、今も認めようとしないうい、このことが大きな問題ですね。

昨年でしたかね、夏に節電要請で関西電力が野洲市に来られて、職員の方も一緒でしたね、議員も。そこで要請の話聞いたときに、僕だったか野並議員だったか忘れましたが、過去に若狭湾で大きな地震があったということを伝えても、それはあくまで文献か何かであって、そんなものはないと認めないということも、その当時は言ってましたよね。そういう体質の彼らが原発存続のために、唯一の指針に適応する判断、認めない、活断層を、ここに本当に大きな問題があると思うんです。そういった矛盾点に関しては、市長はどう思われますか。

○議長（三和郁子君） 市長。

○市長（山仲善彰君） 矛盾点といいますかね、現に矛盾した実態が存在してるわけですね。大きな流れで言えば、私も関電の問題もたくさんあると思いますけど、なぜ関西電力に原発が多いのかというと、日本の政策方針でそうなってますね。原子力の平和利用ということが、いかどうかは別として、戦後叫ばれて、それが電気であったり、医療であったりということが進められてきたわけですね。当然、その社会政策とか事業というのは一定の基準は必要ですけども、その時点で全てのことがわかっているわけではないわけであって、結果として矛盾が起こってくると思います。

議論のすりかえじゃなしに、大都会、1,000数百万人の東京というのは、一定の人間の一生の範囲内で大地震が起こると言われているわけですね。じゃ、首都の移転はしないのか、あるいは人々の次の土地を移せないのかといたら、移せないと思っているから今住んでるわけですね。私、原発が決していいとは思いませんけどね、ここまで来てるものをいきなりとめるというだけで問題が済むわけではないでしょうと。ですから、当然、社会というのは矛盾を抱えながら、法律レベルの矛盾じゃなしに、先ほど冒頭に言いましたように、大自然の中で生存していると。その中で、ある意味では不自然な文明を築き上げて今日に至っているわけですね。そこの矛盾点から考えないと、単なる法律に違反とかというレベルで解決がつく問題では、私はないだろうというふうに思っています。

○議長（三和郁子君） 太田議員。

○12番（太田健一君） それでは、ちょっと様々な問題についてまたお聞きしたいんですけど、先ほど電気料金のことも言われてましたね。原発がなくなれば電気料金は上がって、要は経済もなりゆかなくなるというようなお話もされてましたよね。今、実際に、関西電力を初めとして日本中の電力会社が原発再稼働を前提とした電気料金の値上げというのを計画していて、国に申請をしましたね。関西電力に関しては、現在稼働中の大飯原発3号機、4号機に加えて、高浜原発の3号機、4号機も、来年、2013年7月に再稼働することを想定しての算出による値上げ幅となっているようです。

ことしのことをちょっと振り返って考えると、ことしの夏場は大飯原発の再稼働はなくても電力は足りていたということの調査結果が出ておりますね、関西電力も認めていると。これは、まさに国民の皆さんの節電の意識の強さとか、皆さんの頑張りやと1つは思うんですね。もちろん、この市役所の中でもかなり節電して、皆さんも暑い思いを夏にされたと思いますけど、頑張ってきた成果の1つだと思います。

それももちろんあるんですけど、民間企業が今年の夏の節電要請に懲りて、自家発電機やバッテリーを購入したと、このことはほとんど知られていないそうです。僕も、この話を聞いてびっくりしました。例えば、コマツが自家発電機を大阪工場に設置、大和ハウス、オムロンなど関西の主力企業が次々とそういった自家発電ということに取り組んで、去年1年間で原発9基分の自家発電が売れたそうです。昔の企業は自分のところで発電しているところがほとんどだったそうで、1970年代後半ぐらいから電力会社依存となったような経過があるそうですが、近畿経済産業局によると、大飯原発2基分の自家発電が売れたそうで、関西の電力は十分に足りているという根拠にもなっているということです。

これらの事実ということがあるわけですから、この先の未来においても原発がなくても電力は足りるということの1つの理由になると思うんですけど、その点に関してはどう思われますか。

○議長（三和郁子君） 市長。

○市長（山仲善彰君） もちろん、なり得ると思います。だから、私が心配してるのは、原発を動かすか動かさないというよりは、ここまで来ている状態を、じゃどういうふうに終息していくのか。今、補助的には、各企業とかが、いわゆるオンサイトで発電し出します。でも、実際これは高コストなわけですね。インフラが整備されているわけですね。それをとめて、個々に発電所を入れるというのは無理をしてるわけですから。だから、そ

ういう方針で、野洲市役所もコージェネで発電しようとかという方針だったらいいんですが、緊急避難的にやっていることを、それでいいというふうに考えるかどうかです。

それと、この夏は電気が足りてましたけども、これは私は何度か言ってますがね、普通やはり2割、3割余力があった上で足りるか足りないかであって、結果でぎりぎりだったからとめてよかったと、これは社会システムとしてはないわけです。自動車でも、日本の場合は高速道路が100キロか120キロですね。じゃ、120キロしか出ない車でいいのかといたら、そんな車は危なくて走れません。危険回避しようと思ったら、一瞬にはやっぱり130、140が必要だし、立ち上がるためには100キロでしか走れない馬力の車はだめです。あるいは、飛行機が外国まで飛んでいくときに、それだけの燃料で足りるからといって、ぎりぎりの燃料でいいじゃないですかでは行きませんよね。やっぱり2割、3割あって、危険回避が要ります。

だから、今の、特に反原発、私は原発は全く賛成じゃないと思ってます、当初から基本的には慎重なほうですが、足りたからいいとか、すぐとめよという議論の中には、本来の安心できる社会システムへの観点がない。あえて言えば、技術リテラシーという感覚、素養ですね、それが不在な政治家がいっぱい勝手に発言している状態で、やはりそういう議論はすごく危ないと思いますね。

そういうことで、私が見解と言われれば、足りたか足りてないかとか、ほかでエネルギーが賄われているからいいという問題と違って、社会システムとしてエネルギーをどういうふうに保証するかという中でやるべきなのと、原発の終息をどういう絵を描くのか、これが両方セットでないと国民は安心できないし、事業者は安心して雇用を守るための事業展開、投資ができないというふうに思ってます。

○議長（三和郁子君） 太田議員。

○12番（太田健一君） 確かに、市長のおっしゃるとおり、場当たりの、緊急的な、そういう対応では先はない、そのとおりだと思うんですよ。だからこそ、今、大きく方向をシフト、方向を変えていく時期というか、考えていかなければならない時期ですよ、大切なね。

再生可能エネルギー、自然エネルギーのことはいろんなところで報道されていますし、情報として皆さん御存じだと思いますけど、まず、この再生可能エネルギーの導入可能量というのは20億キロワット以上で、原発54基分の発電能力の約40倍ぐらいあると、ポテンシャルを持っていると、ドイツでは2000年に政府が原発ゼロを掲げて、国を挙

げて自然エネルギー、再生可能エネルギーへと現実に向かっていますけど、この問題は雇用ということにも波及していくわけで。ドイツの場合ですけど、原発関連の3万人に対して、再生可能エネルギー関連は38万人というように、雇用も10倍以上ふえているという現実があるんですね。先ほど、産業の問題も言いましたけど、長い目で見て経済が潤っていくということは、皆さん、仕事が、たくさんの雇用が生まれるということですよ。自然エネルギー、再生可能エネルギーに変わっていくということで雇用も数倍に上がっていくということが、またしゃべってもらったらいいんで。これは原発を廃炉にしていく過程でも、仮にやめますと、原発をとめますとなって廃炉にする過程でも、廃炉で最後に落ち着くまでは何十年という月日がかかるわけですから多くの雇用を生み出すわけですね。

そういった中で、今、衆議員選もあるということで、原発ゼロになったら電気料金が高騰するというような、おどしみたいなのも言われたりしますけど。ですけど、国立環境研究所の試算では、ゼロでも、20から25%でも、月額1万4,000円と変わりませんという試算を出してるんですよ。これは、再生可能エネルギーは、今でこそ、市長も言いましたけど割高、コストがかかりますけど、普及が進めば進むほどコストは下がりますよね、もちろん。今まだ普及はされてないから高いんであって、これが国を挙げて、そして全国的に広がっていくことで大幅に低下していきますよね。そういうことを長いスパンで考えたときに成り立っていくと思いませんか、どうでしょうか。

○議長（三和郁子君） 暫時休憩します。

（午前11時08分 休憩）

（午前11時09分 再開）

○議長（三和郁子君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

市長。

○市長（山仲善彰君） 今、議長にご指摘いただいたように、ちょっとずれてきているんですが、もっと基本的な議論をしないといけないと思ってるんですね。

例えば、今、再生可能エネルギーを導入すれば雇用が生まれるとおっしゃいました。例えば、100のエネルギーを今原発も入れてやっていると、このうちの50を再生可能エネルギーでやるとしますね。最終的に全部100再生可能エネルギーでやると、そこで雇用が生まれるとおっしゃるわけですけども、100の電気を生むために、そこに携わっていた人が30人だったとして、それを再生可能エネルギーに全部変えたら雇用が10倍にふえて300人となると、生み出される電気の価値、それによって生産されるものの価値

も一緒なのに、それを30人で分け合ってたのが300人で分け合わんとだめなんですね。これは経済が成り立つかどうかなんですよ。

それと、再生可能エネルギーが普及すればコストが下がるとおっしゃるんですけども、確かに太陽光の機器は下がりますけども、一定のところに限界が来ます。あとは、人件費です。コストは、ただのように見えるけれども、毎日降り注いでくる太陽光のエネルギーなんです。この価値も変わらないんです。

だから、そこを真剣に考えると、何が必要なのかというと、電気代を上げるか上げないかじゃなしに、今はもう地球の人口は70億人を超えています。もちろん貧しい国もありますけれども、基本的にどんどん都市型をしてきて、かつて貧しかった中国も、あるいは東南アジアも、基本的に、収入は随分違いますけど、電気製品を使って、スマートフォンを使って、バイクか自動車に乗るといふ文明になってきてます。これを本当にどうするのかを考えないとだめでして、このままで電気料金を上げて済むというものじゃなしに、お金の問題じゃなしに、資源の問題が出てきます。

ですから、再生可能エネルギーで雇用がふえるとかおっしゃいますけど、じゃ、それは誰が払うのか。もう一つおっしゃった廃炉にする人が要ります、当然。じゃ、それは誰がお金を出して、その毎日の働きに対して手当を出すのかということですね。関電が終わりましたと、誰かが新しくガスでエネルギーを生み出してますと、そこへの電気代は1万円か数千円の値上げで済むか知らないけども、巨大なプラントを誰がどのお金でやるのか、税金でやるんだったら今度は税がふえるわけですね。だから、そこを真剣に考えないとだめでしてね。あえて言えば、これは飛行機は飛び立ってるわけですよ。少し故障が起こった、じゃもうとめてしまおうと、故障が起こったということは完全な状態ではないから飛行機をとめたら、これは落ちるわけですね。それをいかに安全に動かしていくのかということが社会システムであって。ですから、私は原発がいいと思いませんけれども、万が一問題があったり、あるいは活断層があったとしても、それをいかに、これは人智ですね、人間の知恵でうまく動かして行って、社会システムの中で終息させていくという観点からしかだめでしてね。飛行機が飛んでるといふ認識がないんですよ、これ、皆さん。70億人がこれだけ豊かな生活をしてるといふこと、というふうに思うので、そう簡単な話ではないと、数字のトリックにまどわされたら結果的には大変なことになるというふうに私は思ってます。

○議長（三和郁子君） 太田議員。

○12番(太田健一君) 様々な問題を抱えていると思います。電力会社そのものの体質、ここでまたしゃべるととめられそうなので、物すごい問題のある運営をしているとか、電力会社そのものも変わっていかなくやだめですし、いろんなことを変革していかなくやだめだと思えますけど、飛び立った飛行機、例え話で言われてましたけど、飛んでます、確かに。でも、それがどう着陸できるか、飛び続けられるのかというのは大事ですけど、実際にそれが撃沈されたということが福島原発事故ですよ。大撃沈ですよ。飛んでてどうしようかと思ったときに、危ないという警笛を日本共産党は昔からずっと言ってきましたけど、それを無視して、あんな事故が起きたという現実があります。

原子力委員会が、日本に今ある原発を動かした際に、福島事故と同様の過酷事故が起こる頻度というのが、10年に1回起きるというふうに試算されているわけですよ。確かに、先ほど市長も言いました、地震がいつ起こるか起きないかって物すごい難しい問題。でも、その中で専門家が、この頻度で起きますよとか、こういう可能性がありますよという事は専門家が言われていることですから、やっぱりその言葉を受けて物を考えなければいけないと思うんですね。

そういった現状の中で、今回の事故でも皆さんもわかると思いますけど、本当に原発事故って、ひとたび放射能が出たら、とめどなく飛び散りますよね。それをとめるすべは、人類は持っていないと。市長も言われておりましたけど、科学としての原子力の可能性、それは確かにそうだと僕も思いますよ。まだまだ解明されていないからこそ、可能性を秘めてる。でも、それを商業原発として今やっていることがすごく大きな問題やと思うんですね。なぜかという、皆さんの命がかかっているから。私たちも、本当に隣の福井県に日本で一番多い原発銀座を抱えていて、日本で唯一稼働を今してるというような現状ですよ。

3月11日と11月11日に原発のデモ集会というのを、僕が実行委員長になっているんですけど、しまして、集会をして、デモ行進、原発ゼロを目指そうという、そういうことを行いました。その中には、市内外を問わず、たくさんの方が参加されました。お子さんもおられますし、高齢者もね。その参加者の中に、東京から避難をされてこられた方が、子どもと一緒に避難されて、今野洲に住んでおられると、その方にもちょっとしゃべってもらって、その話を聞かせてもらったんですけど。野洲に来て、野洲は自然も豊かで本当に住みよい、素晴らしいまちだと最初感じましたと、でもでも、よくよく考えてみたら、わざわざ避難してきているのに、すぐ近くにそれだけの原発銀座があるということを知って、

これはあかんと、絶対なくしてほしい、とめてほしいというような思いになって参加されたわけですね。例えば、高齢者の方、市内外いろいろおられましたけど、自分たちが原発を容認してきた、そういうことにすごく責任があって、やっぱり自分たち高齢者のお孫さんがいますよね。放射能の問題は、未来の子どもたちに一番影響が出るわけですね。やっぱり、そういう自分たちのお孫さんのことを考えたら、本当に原発のない社会をつくっていかなあかんと、だから声を上げに来たというふうにも言っておられます。

要するに、そんなふうに市民の皆さんが心配されておられる、実際、今、原発のことに關して。とめてほしいと思ったり、なくしてほしいと思われてる。要は、市民の方が不安に思ったりされている。その野洲の市民の安全と安心を守るということが、やはり行政の役目ですから、そういった認識を持って、やはり原発、市長も言われてる、いいとは思ってないと言われてるなら、やはり今動いてることは、先ほどから何度も言ってますように、大きな事故を起こす可能性があると言われてるんですから、速やかにとめるべき、とめていくべき、なくしていくべきという、そういった認識を持つ必要が僕はあると思うんですね。最後になりますけど、そのことに關して、もう一度お願いします。

○議長（三和郁子君） 暫時休憩します。

（午前 11 時 17 分 休憩）

（午前 11 時 18 分 再開）

○議長（三和郁子君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいま市長より反問の申し出がありましたので、反問を許します。

○市長（山仲善彰君） まず、太田議員は原発をとめよとおっしゃってるわけですが、どういう工程でとめて、その経費をどうするのか。それと、使用済み核燃料がプールにありますね。それがあふれ、万が一活断層だったとしたら、地震が起きたら、そこも被害がこうむるわけですね。ということは、完全に安全にしようと思ったら、使用済み核燃料をどこかに除去せんとだめですね。そのあたりを、どういうふうにプログラムを考えておられるんですかね、工程表は。

○議長（三和郁子君） ただいまの反問に対する発言を求めます、太田議員。

○12番（太田健一君） まず、原発をすぐとめるかどうかと先ほど言われてたのは、すぐにでもとめるべきです。それは、一時期とまってきましたよね。夏場の電力のためにと再稼働しただけの話で、それも必要なかったという結果も出ていますから、とめることはできるわけですね、とめても問題は今ないと。先ほどから僕もいろいろな情報も踏まえて

お話しさせてもらってますけど、まずとめる。動かしている以上、とめてからも放射能は出ますけど、動かしている以上どんどん核のごみは出るわけですね。今、市長が言われた、ごみをどうするのか、どうするのかという問題が、じゃとめなくて続けたらもっともったまりますよね。その問題を先送りにしてるだけの話ですよ。まずは、とめなきゃだめです。とめる、とめた上で、その残った核の燃料をどうしていくのかというのは、廃炉にしていくということを決めて、その残った核のごみをどのように処理していくかということ、国を上げて考えていかなければならないと思います。

○議長（三和郁子君） 暫時休憩します。

（午前 11 時 20 分 休憩）

（午前 11 時 21 分 再開）

○議長（三和郁子君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

太田議員。

○12番（太田健一君） 僕の考えは、確かに、使用済み燃料を、今市長が言われてるように、今現状動かした中でどこかに持っていったほうがいいんじゃないのという話ですよ。もちろん、そうですよ。使用済み核燃料は持っていかなきゃならないけど、今動かし続けていることで、さらに使用済み核燃料が出るわけですから、だからとめましょうという話ですけど。

○議長（三和郁子君） 市長。

○市長（山仲善彰君） 私が問いかけたいのは、私も原発は全然賛成じゃないですよ。でも、本当に正直に言えば、かなりの使用済み核燃料が万が一の活断層の上に存在するわけです。問題が解決するのであれば、使用済み核燃料を除去しない限りは幾らとめてもリスクは変わらないはずなんですよ、放射能力を持ってますから。そしたら、すぐとめてもいいとおっしゃるんだったら、既に先に使用済み核燃料をどこかに除去しておいて、とめて、そしてとめた原発の燃料もどこかへ持っていけば、あとは廃炉作業ですけども、基本的には放射能のリスクは減ります。そこまでやらない限りだめで、先にとめることだけを主張してるということというのは、私はリスクを低減しないと思っているからです。決して動かすのがいいと思ってませんけども、とめたらいいという議論は全然リスクは下がりません。

それと、もう一つ言ってるのは間違いだと思います。定期点検でとめたのを、政治的にとめただけであって、定期点検でとまったのでして事故でとまってないわけですね。飛行機の例で言いましたように、万全ではないけれども社会システムの中に組み込まれている

ものを、いきなりとめることのリスクも評価されてないということも含めて、私はとめる工程をもっと具体的に責任を持って示してくださいということを申し上げているわけです。

○議長（三和郁子君） ただいまの反問に対する発言を求めます、太田議員。

○12番（太田健一君） 難しい課題を投げかけられてますけど。僕が単純に今回話している中に、とりあえず今すぐとめろだけをやっているように思われるんで、短絡的過ぎやと、単細胞かという話ですよ。いや、そこは様々な問題がありますよ、確かに。今言われました核のごみね、これは既に2万4,000トンもの使用済み核燃料があるわけですよ。貯蔵しているプールが数年で満杯になると言われてます。そのことを、やっぱり同時に解決していかなければならないですよ。僕が思うことは、そういうことです。

そのどこにやるという問題も、それを考えなきゃだめなんですけど、それよりも、そもそも論の、今動かし続けていること自体が、この質問の最初ですよ、大飯原発の再稼働についてですね。動かし続ける以上、ずっとごみは出続けますよね。今そこを、ごみがこれだけ満杯になるのをどうしようかという状態で、どんどん動かし続けて核のごみが出続ける、このことが問題だと言ってる。

○議長（三和郁子君） 市長。

○市長（山仲善彰君） 今の、さっきご質問いただきましたけど、太田議員が心配しておられるのは、核燃料のごみが出るから心配しておられるのか、事故を心配しておられるのか。確かに、ごみはふえますけれども、それは今まで膨大にふえてるわけです。問題は、きょう、あす地震が起こってどうなるかとか、それが10年先なのか、そういうことなわけですね。私は危険なところに原発があるのはよくないと思いますけども、それを今とめたところでリスクは変わらない。確かに、使用済み核燃料の量は少しふえるか知りませんが、それはほとんど誤差の範囲です、ここ数年動かしても。決してよくないけれども。問題は、ですから、やはり総合的に原子力発電をなくしていく仕組みを、きちっと今の生活水準を保つのか、保たないのかも含めて、検討していかないといけないという意味で。私は、とめるなどとは言いませんけれども、今のとめる議論というのは、きちっとそこが議論されてない中でやられていることについては、納得できないし、慎重にやるべきだと、社会というのは複雑な仕組みの中で成り立っているからというのが私の考えであります。

以上、お答えいたします。

○議長（三和郁子君） 太田議員。

○12番（太田健一君） ベテランの山仲市長に、なかなか若造の僕でわからないところ

もたくさんあると思いますけど。先ほどから、ずっと一貫して僕は言わせてもらってるんですけど、今原発をとめない、稼働しているのは、関電が来年またさらにふやして、5、6号機でしたかね、も稼働させてという方向性で今進もうとしてるわけですよ。だからこそ、とめる、とめてしまう。で、事故が起きる起きない、今動いてても動いてなくても事故が起きたら問題ですよ。でも、早くとめて、少しでも廃炉に向かっていく過程というのを進めていかないと。それは、いつ事故、地震が起きる、津波が起きる、わからないですけど、それが10年先、20年先なのか、少しでも早く終息させていくということが僕は必要やと思うんですね。そういった立場で、考えで、話させてもらってます。ちょっと、あんまりずっとしてもあれなので。

○議長（三和郁子君） 市長。

○市長（山仲善彰君） 今思っておられるのは、私言いましたように、原発の具体的な稼働をとめるのと原子力発電をとめるのとは全く違います。スイッチとめて燃料棒を引き上げてとめるのと、原子力で電気を供給するという仕組みを変えるのは全然違うのに、そこが勘違いされて、何かすぐにとめたらいみたいに思われますけども。もしか使用済み核燃料の問題が解決するのであれば、今でも解決できているわけですよ。現に、関電の状態というのは、さっきおっしゃったように商業発電でやっています。でも、むやみにとめたために株価は下がっている。そして、原子力をとめても維持管理は要ります。今回の値上げが妥当かどうかは、私も数値は知ってますけども、わかりませんが、項目の中には、電気を発電しない原子力発電所の維持管理費が入ってます。そこに、廃炉の費用は今のところ入ってません。

だから、そういうことも織り込みながらきちっとやらない限り、これは本当に生活にも雇用にも響いてきますからね。だから、決してとめても安全にならない使用済み核燃料がある中で、もっとやっぱり大きな観点で原発のあり方を考えるべきであって、そこをあやふやにした上での、10年でとめるとか、あしたとめよとかいう議論は、やはりかえって社会全体にとっては危険な提言かなというように思います。

○議長（三和郁子君） 太田議員。

○12番（太田健一君） そういったかじとりを今すぐしないから、これまでずっと原発が容認されて、稼働され続けて、そして今回の福島の事故につながったわけですよ。その事故が終わったにもかかわらず、今、選挙もありまして各政党もいろんな政策を出してますけど。あれだけの事故が起きて、先ほども最初に言いましたけど、滋賀県のトップで

ある嘉田さんが「卒原発」と言っていたのに、今、同じ未来の党が原発推進やと言っていたり、大阪の市長が原発やめろやめろと言っていたのに、今くっついて、やるのかやらへんのかようわからんみたいな感じになってますよね。このまま行ったら、また、じゃわからないから原発は続けていきますよねとなりますよね、ということだと僕は思います。だからこそ、すぐにもやめるべきだ、ゼロにすべきだということを決断する。その過程で様々な課題があります。そういうことも、同時に考えていかなければならないことはもちろんありますが、まずは僕が思うのは、野洲の市長として、そういった不安を抱えている市民の方々がいると、すぐ横に原発があると、じゃ原発をすぐにでもとめて、市民の皆さんに安心してもらう方向に向いていくべきやと私は思います。そういう認識が必要なんじゃないかなと僕は思います。

今、何遍も言われて、市長の自分の認識、見解というのはお聞きしたので、これ以上聞いても平行線なんで、私はそういうふうに訴えたいと思います。

次の、2点目の質問に移らせてもらいます。

就学時健康診断というものが、皆さん御存じだとは思いますが、これは子どもが保育園、幼稚園のときに、学校に入る就学前に受ける就学時健康診断、そこで障がいがあるかないかということ、その検診によって調べることによって、早期発見、早期治療で、子どものその後の成長にとってすごく大切なものというような制度です。これは国の制度で、今もずっと行っています。

まず、その就学時健康診断の各園ごとの受診率というのを伺いたいと思います。

○議長（三和郁子君） 教育部長。

○教育部長（新庄敏雅君） 太田議員の就学時健康診断について、各園ごとの受診率についてご報告を申し上げます。

幼稚園のほうでは、野洲幼稚園が41%、三上幼稚園が36%、北野幼稚園が37%、祇王幼稚園が29%、中主幼稚園が43%ということで、幼稚園全体では約39%でございます。

次に、公立保育園では、野洲第1保育園が42%、第2保育園が5%、第3保育園が0%、篠原こども園が6%、三上保育園が17%となり、公立の保育園で全体で約17%です。

私立の保育園では、しみんふくし保育の家が67%、野洲友愛保育園モンチが100%、きたの保育園が71%、祇王明照保育園64%、あやめ保育所74%となり、私立の保育園では全体で73%という結果でございます。

○議長（三和郁子君） 太田議員。

○12番（太田健一君） かなりのばらつきがあると思いますけど、野洲市のお隣の守山だったり、栗東だったり、近隣の就学時健康診断の受診率がわかれば、よろしくお願ひします。

○議長（三和郁子君） 教育部長。

○教育部長（新庄敏雅君） 近隣で申しますと、草津市が今年度96.6%。守山市が95.7%。栗東市が99.9%、これは昨年度ですね。近江八幡市が今年度100%となっております。

○議長（三和郁子君） 太田議員。

○12番（太田健一君） かなりの差がありますよね、近隣と。野洲がこれほど低いところなら、公立の保育園の場合は17%、全体で。この大きな違いというのは、どのように受診率が低いということを考えておられるのか、お伺ひします。

○議長（三和郁子君） 教育部長。

○教育部長（新庄敏雅君） 少し推計、憶測の部分も出るかもわかりませんが、要因として考えられますのは、かつて就学時健診時に知能検査が同時に実施をされております。何らかのこの検査というのが、障がいを抱える子どもさんとそうではない子を振り分けるための検診であるとの受けとめから、保護者の間におきまして、いろんな理由で、学習を通じて議論があったということがございますので、今日におきまして、そのようなことの学習というのか、勉強会の中で疑問を感じて受診をされない保護者もおられるのかと思います。

もう一点は、少し保育園現場で聞きますと、保育園は年2回検診義務がございますが、その2回目の検診時期と、10月、11月にやっておりますので、ほぼ重なっているということで、保育園の検診を優先されたというような背景があつて、4割ぐらいの受診率ではないかなと考えております。

○議長（三和郁子君） 太田議員。

○12番（太田健一君） 1つの要因として、例えば保育園で年2回の検診と重なるということがありましたけど、大きくこれだけ受診率が悪いという原因に、ここに資料をもらってますけど、各5園の保育園、野洲第1保育園、三上保育園、篠原保育園、野洲第3保育園、5つの保育園から要望書というものが、毎年、10年前から出されているということをお聞きして、この内容も読ませてもらいました。ここに様々な要望が書いてあるんで

すけど、まず第一に書いてあることが、この就学時健康診断の廃止ということをお望書に書かれておりますが、その件に関してどのようにまず認識されているか、お考えをお聞きします。

○議長（三和郁子君） 教育部長。

○教育部長（新庄敏雅君） 検診の廃止要望ということですが、この就学時検診制度が、昭和33年発足以来50年以上が経過しておりまして、その後、知能検査も廃止をしておりますし、特別支援教育の充実とか、進路につきましては保護者も踏まえた進路が保証されるということも大きく変わっております。こういう制度後の背景も変わっておりますので、就学時健診というのは、野洲市の子どもたちが健やかに安心して小学校生活を送れることというのを目的としておりますので、多くの子どもたちが受診いただけるということを今後も進めてまいりたいと考えております。

○議長（三和郁子君） 太田議員。

○12番（太田健一君） この要望書に対する回答書というのもいただいておりますが、その中に、就学時健診はお子さんが健やかに安心して小学校生活を送れるように、治療が必要な場合は入学まで治療するよう保護者に知らせることを目的に行っています、また検診の結果を受け、小学校入学までによりよい学習環境を準備することができますとうたわれてますね。

これほどしっかりとお答えされているわけですが、要望書の中に、ちょっと僕もチェックさせてもらって、様々な意見が書いてあるわけですが、そのことをちょっと個別になりますけど、お聞きしたいんですけど。例えば、クレヨンという人権研修推進委員会、ここのほうで今の問題、検診についての話し合いがされたということの内容が書かれています。その中に、様々な意見があるんですけど、就健のこだわりは研修を受ける中でわかるが、例えば就健を受けた人の意見もぜひ聞いてみたいということなんですけど。就学時健康診断を受けた人の何か意見とか、どういうふうに使われているかという声は聞いておられますか。

○議長（三和郁子君） 教育部長。

○教育部長（新庄敏雅君） 意見としては聞いておりません。一定限の検診メニューを受けていただいて、今後につなげていくということですので。

○議長（三和郁子君） 太田議員。

○12番（太田健一君） ちょっと個別に聞かせてもらおうんですけど。あと、個別通知に

加えまして、広報にも案内を掲載することにつきましては検討させていただきますというように回答されてますよね。回答書の中にあるんですけど、現在は広報には通知はされていない、広報には載せていないと。

○議長（三和郁子君） 教育部長。

○教育部長（新庄敏雅君） 載せてません。基本的には、ちょっとあれですけど、引き続き個別通知で行きたいというように多分書いて、回答ですね、個々の方にお知らせすると、これで今後もやっていきたいと考えております。

○議長（三和郁子君） 太田議員。

○12番（太田健一君） 広報には載せないということですね。

一番僕が知りたいことは、これほど10年にわたって廃止の要望書が出されて、それに対して回答をされていますね。この回答書の中に、最後に、ご不明の点がございましたら学校教育課の担当者までその旨お伝えください、直接お会いしてお話しさせていただきますということがありましたけど。その要望書を出された後に、また改めて、そういった協議を申し入れられたり、協議の場があったのかどうか、お聞きしたいと思います。

○議長（三和郁子君） 教育部長。

○教育部長（新庄敏雅君） この要望書は、基本的に、向こうが持参されて、お話をさせていただいて、コミュニケーションをとらせていただいて、その後、回答ということでお返ししていますので、それ以後のアクションというのかはございません。

○議長（三和郁子君） 太田議員。

○12番（太田健一君） ということは、年に1回だけ要望書を持ってこられて、そのときに一応お話をされてということを10年繰り返されているということですね。

私も、この保護者の方に話も、これを出された保護者会の人にも話を聞きに行かせてもらったんですね。この問題を出されていますけどという話をして、どのように勉強会をされてるんですかとか、誰か講師がいてどうのこうのという話もいろいろお聞きしました。皆さん、一応、毎年出されている要望書をもとに、そういう課題があるので、それを勉強会をして、それなりに納得をして、ほとんど同じような内容で次の年も出されていると。本当に、これが大問題で、すごく問題あって何とかやめなあかんというような認識でおられるんですかと聞くと、そうでもないようなことを聞いたんですよ。実際に、保護者会は年に1回で皆さん変わられますし、その役回りで役目としてされて、大変な状況の中でされてるのでというような現状があるということをお聞きしました。

そもそも、この問題というのが、どうして今回とり上げようかと思ったというのは、市民の方が、ある幼稚園にこの就学時健康を受けに行ったら。そこで、保育士の方に、検診の場所はどこですかと聞いたら、知りませんと言われたと。自分で調べて受けに行かれたと。受けに行ったら、十数名、17名ぐらいですかね、ちょっと細かい数字はあれですけど、十数名おられるお子さんの中で3名ぐらいしか受けてなかったと、物すごい少ないと、何でやねんということから僕のところにお話が来まして。その方は、お孫さんを連れていかれてるわけですね。要は、自分たちが息子、娘を連れていった時代はすごく検診率が高かったと、それが自分の孫を連れていったときに低くなっている、これは何なのということから僕もお話を聞いて、受診率を聞いてみたりしてもすごく低いというような現状、様々な要因はあると思うんですけど、そこから始まりました。

ほかの保護者の方の話によりますと、保護者会からこの検診を受けないよというよな回覧みたいなのが来て、何で受けたらだめなのみたいな、受けさせたいけどだめなの、どうしてみたいなことも言われている、思われている方もたくさんおられるそうなんです。そういったような現状です。

要するに、何が言いたいかといいますと、現状こうやって受診率が下がってきてますよね。多分これはだんだん広がっていると思うんですよね、10年前の要望書が出されたころからね。それを、問題ですよ、これだけ受診率が低いということは。近隣がこれだけ高い受診率があるのに野洲だけ落ちているということに対して、何か取り組むアクションを重ねていかなきゃだめだと思うんですよ。

例えば、確かに保護者会から出てます、そう思われている方がおられる、要望書が出されてる。じゃ、この問題を本当に解決するのであれば、やはり何度も協議の場をつくって、僕はこの回答書を読ませてもらいましたが、本当に、行政の方、教育委員会も回答されている、そのとおりすばらしいことが書かれていますし、本当に子どもにとって大切な検診だと思うんです。そのことをアピールしていくとか、これほど大事なものですからということ、保護者会と何度も協議を重ねて問題を解決していくということをしていかなきゃならないと思うんですよね。

そのお孫さんを連れてきた方は、昔ほかの自治体で職員をされてた方ですから、いろいろ知ってはって、結局セレモニーになっていると、出して、返答してとね。そんなんじゃ何も問題解決しないということも言われておられました。確かにそうだと思います。という意味で、何かそういう打開策というか、解決策を探っていかなきゃだめだと思いますけど、

どう思われますか。

○議長（三和郁子君） 教育部長。

○教育部長（新庄敏雅君） お示しいただいているように、実際この動きは十七、八年前からあるということで、ほとんどセレモニー的になってきてます。事実、こういう保護者の気づきの中で検診も変わってきてますし、おおむね研修をされている内容を見ますと、今のことについては御存じをいただいていると。ただ、どうも、やもすると、もともとの学校安全衛生法の法律条文でこだわっておられるという部分があるので、少し、この検診が廃止というのとはどうも逆やなと思いますが、これがひとつ何か、1つのシンボルになっているようですし、保護者の方は総じて、毎年教育長とも懇談をいただきますが、ご理解をいただけてますし、要望の趣旨はやっぱり特別支援の充実であろうと考えております。

おっしゃるように、前年度が34%ぐらいですので、若干ことは上がっているんですが、やっぱり多くの方に正しく知っていただきたいという意味では、やっぱりアクションも必要だと思ってますし。たちまち、この要望を受けまして、全部の保育園、幼稚園長に集まっていただいて、学校教育担当者がもう一度、まずは職員にもきちっと教えなあかんと、今おっしゃったように。そこから始めて、保護者の方に、ちょっと今どういう形でアプローチするのかあれなんですけど、ご理解をいただいて、どうもはっきり言って、ほかの方が行かないのでちょっと行きにくいという部分もあるようですので、そのあたりは少し解決をしていきたいと考えております。

○議長（三和郁子君） 太田議員。

○12番（太田健一君） 根底にあるのは、部長がおっしゃられたとおり、この検診で障がいあるなしと振り分けることが差別につながるというような誤解を生んでいるわけですよ、もう全くそうではないですね。今言われたように、すごくいい制度を野洲市としてもつくり上げてきて、早期発見、早期治療するためにも、必要な制度をつくってるわけですし。

これ、ある方は、子どもが5歳のときにこの検診を受けに行って、そのときに視力検診で、片目があんまり見えないということがそのとき初めて発覚されたそうですね。これがもっと早く3歳ぐらいで発見されていたら治療の可能性があったということで、結局5歳のときの検診では間に合わないということで、もう目は、視力は弱いままという話もあります。直接聞いてますね。

そういった意味で、本当に、僕は親じゃないんで、子どももいないんであれですけど、

お子さんを持つ親としては、本当に子どもが早くに問題があれば見つけてもらって、そういう制度が野洲市にはしっかり充実されてるんですから、そういうところに早く委ねて、子どもの成長、発育というのをともに助けていくということができるシステムが、この就学時健康診断だと思いうので、先ほどおっしゃられましたけど、様々な取り組みで受診率を上げていく努力というのをしていってもらいたいと思います。もう答弁はいいです。

以上で終わります。

○議長（三和郁子君） 暫時休憩します。再開を午後1時といたします。

（午前11時51分 休憩）

（午後1時00分 再開）

○議長（三和郁子君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

通告第12号、第13番、野並享子議員。

○13番（野並享子君） 大きく分けて3つの質問をさせていただきます。

まず、第1点目、学童保育についてお尋ねいたします。今年度から全学童で小学1年生から6年生の希望する子どもたちが入所できるようになったということは、喜ばしいことでもあります。さらに、野洲の学童保育では、養護学校に通学している子どもたちも受け入れているということも特徴であります。学童保育は、働く親が安心して働くことができ、放課後の子どもの生活を保証するということが基本であります。鍵っ子をなくすということから運動が始まり、現在は児童福祉法に位置づけされています。平成22年度に保育料が引き上げられ、今回、持続可能な運営を検討するというところで委員会がつくられます。この観点から、まずお尋ねをしたいと思います。

第1点目に、現在、通年利用されている方は何人で、季節のみ利用されている方が何人で、またその全体の児童のうち障がい児は何人おられるのか、お尋ねいたします。

○議長（三和郁子君） 健康福祉部政策監。

○健康福祉部政策監（井狩重則君） 野並議員の学童保育についてのご質問にお答えをいたします。

11月1日現在の入所児童数でございますが、通年入所が462人、季節入所が197人、そのうち特別支援児は104名でございます。

○議長（三和郁子君） 野並議員。

○13番（野並享子君） 合計659人ということでもありますね。

次の、季節学童に通っている子どもというのは、夏休み、春休み、冬休みという長期休

みだけになります。ということは、通常は、放課後は鍵っ子になっているという状況ではないかと思います。この今現在、放課後、子どもたちがどのような生活をしているのかを明らかにしていただきたいと思います。

○議長（三和郁子君） 健康福祉部政策監。

○健康福祉部政策監（井狩重則君） 季節入所児童の通常期におきます放課後の過ごし方ですけれども、これにつきましては調査を実施しておりませんのでお答えができません。

ちなみに、通年入所から季節入所に変更される場合の理由では「自宅で過ごせるため」という、こういう理由が多い状況でございます。

○議長（三和郁子君） 野並議員。

○13番（野並享子君） 学童保育全体、委託料は3億3,000万ぐらい出されているんですけれども、この全体事業の中の人件費の割合は幾らになっているのか、そのうち加配で配置されている人件費は何割になっているのか、お尋ねいたします。

○議長（三和郁子君） 健康福祉部政策監。

○健康福祉部政策監（井狩重則君） 全体事業費の中の人件費の割合でございますが、平成24年度当初予算で84.6%でございます。そのうち、加配指導員にかかる人件費につきましては8,191万2,000円で、総事業費の24.1%でございます。

○議長（三和郁子君） 野並議員。

○13番（野並享子君） 保育料を算定するとき、前回の値上げをされたときになど、またその後、市長がいろいろといつも言われてますが、全体事業の半分を負担していただくということを言われています。野洲市の場合は、先ほど言いましたように、養護学校の子どもたちも入れているということですが、栗東市では、こういった障がい児の特別の地域活動支援ということで、市の委託を受けて、元気玉クラブというのがありまして、22人が登録をされています。このうち全体の委託料が1,236万円、保育料が329万円ということで、人件費はこのうち1,382万円、総事業費の88.5%が人件費だということを、向こうのところで栗東市でお聞きをいたしました。この栗東市で地域にある学童保育は、野洲と同様で社会福祉協議会に委託をされています。栗東の社会福祉協議会にもお尋ねいたしました。人件費の割合が85.7%ということが言われております。今、野洲の場合、総事業費に占める人件費の割合は84.6%ということをお聞きいたしました。障がい児を栗東市の3倍受け入れているということをお聞きいたしますと、栗東市と割合が比べまして野洲のほうが低いというような状況は何が原因でこうなっているのか、お尋ねし

たいと思います。

○議長（三和郁子君） 健康福祉部政策監。

○健康福祉部政策監（井狩重則君） 現在、栗東市では、指定管理者制度に基づきまして、栗東市社協に委託されております学童保育所が9施設、10教室、開設をされております。人件費の割合を比較するということは、ここではなじまないようには思いますが、本市との事業規模、いわゆる本市では2倍の規模で運営をしております。それでありまして、雇用されております指導員の雇用形態、あるいは勤務形態、こういったことによるものではないかと思われまます。

○議長（三和郁子君） 野並議員。

○13番（野並享子君） 基準を設けてやっておられます。何人以上のところに専任1人で非専任をつけるとか、そういう基準に基づいてされております。それと、保育料に関しても、野洲の状況じゃなくて、夏には一律5,000円プラスして保育料をもらっているとか、いろんな形で保育料の算定とか、いろんな部分が違うというふうには思うんですけども。しかし、野洲の場合、やはり障がい児加配ということで、障がい児が104人ですか、全体の加配の人件費が24.1%ということになっておりますので、本来ならば野洲のほうが人件費の比率は私は高くなるというふうに思うんですけども、そこらあたりがちょっと今の説明では解せない部分なんですけども。

○議長（三和郁子君） 市長。

○市長（山仲善彰君） ご質問は簡略に書いてあったんで、今お聞きしていると、人権比率で何かサービスが悪いみたいなことをおっしゃっていますけど、この人件費は指定管理料で出しています。ご承知のように、もともと社協がやっていて、あと社協で継続のときに、社協が断ってきました。これはなぜかという、滞納ですとか、いわゆるモンスターペアレントへの対応が大変だということで、本来の指定管理料で見ていた分を、今、市の職員1人、受付とか窓口対応、そういうトラブルを全部充ててますので、この人件費は入ってません。ですから、議論されるんだったら、それも含めて議論していただかないと、全然規模も違って、そしてサービスも違う。

先般も、私は言いましたように、休みの日に滋賀県の学童保育研究集会をされました。一番お世話しておられたのは栗東市の市会議員さんです。日々、出会うと、野洲はいいなと、野洲をモデルやと言っておられましてね。規模も違うし、サービスも違う。さっきの何か通達で議論しているのと一緒に、もう一回、それやったら、もったきちっと委員会で

議論してもらったほうが。何か人件費の比率がどうのこうのとか、それを言い出したら私も、1人あの時点から見てますのでね、それも入れないとだめなので、そういう質問の趣旨じゃないわけでしょう。だから、市の職員を、現職を本来指定管理で充てるべきものを、今、外出しをして持ってますから、ですから数%の違いは出てくると思っています。もうちょっと建設的な議論をしていただかないと、こんなところで数%がどうやとか、ちょっと残念でございます。

以上、お答えといたします。

○議長（三和郁子君） 野並議員。

○13番（野並享子君） 市単費でプラスアルファを出しておられるというのは、それはちょっと私の認識不足でした。

私、今回この質問をさせていただいたのは、今は前段の話なんです。次の、前回保育料の改定のときに持ち出されました積算根拠をもう一度説明をしていただきたいと思います。私は保育料の問題でちょっと議論をしたいなと思ってましたので、よろしくお願いします。

○議長（三和郁子君） ただいま市長より反問の申し出がありましたので、反問を許可いたします。なお、反問は質問議員1人につき2回となっておりますので、よろしくお願いします。

市長。

○市長（山仲善彰君） 今のお答えの中で、市の職員を1人充てると、これは結構議論しまして、そこを吸収させていただきました。そうでなければ社協が受けなかったわけですね。社協が受けないという話になったので、2年、とりあえず2年の指定管理という異常な事態でやりました。その間に説明と交渉をしまして、市の職員を1人、本来だったら社協の指定管理で充てる部分の中で持ちますよと、市が責任を持って保護者との複雑な関係は吸収しますということでやってまして、これを御存じなかったというのは。野並議員はきちっとこの野洲の学童保育の問題をやっていただいていたと思うんですけども、そのあたりがどうなのか、全然本当に御存じなかったのか、ちょっとそのあたり、お答えいただきたいと思います。そしたら、基本的な情報なしでやっておられるのと違うかなと思うんですね。

それと、前も、インフルエンザのときに学校が休みだったら朝から学童保育をあけたらどうやおっしゃったときに、私はお答えしました。学童保育の指導員さん、各学童保育には1人は責任持って朝からいますけども、あとはやはり午後からの、いい意味でのパー

トタイムの仕事なわけで、その方たちも家庭と仕事を両立させておられるのに、朝から来てほしいと。私も、そのときにも野並議員の学童保育に対する関心と野洲市の情報の認識がどうかと思ったんですけど、今初めて、市の職員を1人充てているというのを知らなかったとおっしゃったんですけど、そのあたり、もう一回基本的な認識をご説明いただきたいと思います、野洲市への。細かいことをお聞きになる前に。

○議長（三和郁子君） ただいまの反問に対する発言を求めます。

野並議員。

○13番（野並享子君） 今言いましたように、認識していませんでした以上に答えようがありませんけど。

○議長（三和郁子君） 健康福祉部政策監。

○健康福祉部政策監（井狩重則君） 平成22年度の保育料改定に係る基本的な考え方でございますが、これは前回の平成20年度の改定時のルールと同様といたしまして、総経費に対する所要一般財源の2分の1相当額を保育料といたしております。これによりまして、通年保育の保育料につきましては、総経費から県補助金を差し引き、これに2分の1を乗じて、月額1万円といたしております。

次に、季節保育のほうでございますが、保育時間が長いと、1日ということから、指導員の勤務形態からしますと、通年保育の約2倍の経費がかかっておるということでございまして、したがって、通常保育の保育料の年額を2倍いたしまして、季節保育の全開所日数で除して1日当たりの保育料の額を求めております。この数値に季節保育ごとの開所日数を乗じた額ということで、保育料を算定いたしました。

○議長（三和郁子君） 野並議員。

○13番（野並享子君） そういう形で今回の現在を換算いたしますと、今現在1万円の保育料というのが1万6,000円ぐらいにはね上がるんじゃないかと思います。春休み、夏休み、冬休み、長期休暇の部分が、今現在、年額4万円ですけども、それが7万円ぐらいになってしまうんじゃないかと思うんですけども、どうなのでしょう。

○議長（三和郁子君） 健康福祉部政策監。

○健康福祉部政策監（井狩重則君） 今おっしゃっていただきましたように、平成24年度の当初予算ベースで現在のルールを適用いたしますと、大方1万6,000円ぐらいになるかと、このように思います。

○議長（三和郁子君） 野並議員。

○13番（野並享子君）　それで、先ほど、私、障がい児の部分をお尋ねをしたんですけども、障がい児の加配ということで8,191万円を出して、24.1%ということをおっしゃってました。栗東は、障がい児は障がい児の別のところで保育をされているというところですので、その委託料もお支払いをされて、人件費の負担割合は88.5%という、保育料で賄うというのではなくて、市がそれだけの委託料を出して援助をされているというふうな内容であろうかと思うんです。それで、今回この積算をされるときに、私、前日も言いましたけれども、行政として、普通の学校、地域の学校に通っている障がい児と、また養護学校に通っている障がい児というのは、障がいの重さといいたいまいしょうか、かわりといいたいまいしょうか、本当に1対1でかわらなければならないような子どもたちがたくさんおられるというふうに思うんです。こういうふうなところは、やはり行政としてお金を出していくという、それが基本になっていかないと、今先ほどの計算でいったら、保育料が1万6,000からになるというふうな、こういうふうな考え方では、やっぱり私は基本が間違っているといいたいまいしょうか、私は積算の出し方がだめだというふうに思うんです。この全体的なところから、障がい児加配として出されている8,191万円も引いて割っていくというふうなんやったら、今の部分の考え方の部分に近いのではないかなというふうに思うんですけれども、そういうところの見解をお尋ねします。

○議長（三和郁子君）　市長。

○市長（山仲善彰君）　野洲と栗東を比べられて、じゃ障がいを持っている方だけを分けてやったほうがいいのかどうかという話にもかかわってきます。これも、この間の大会のときに申し上げましたけど、学童保育というのはまだ途上の制度です、全ての方が利用されているわけでもない、その中で積み上げながら、実績を持ちながらやってきてます。何がおっしゃりたいかと言ったら、値上げする根拠に加配の方も含めているから、それでは困るよと、1万6,000円かかるからといって1万6,000円持っていくんと違うかと思っておられますけど、そんなごまかしは。前も1回言いましたよね、今、野洲市は一切ごまかしてません。ただ、全体経費を人数で割ったら幾らになりますということをおっしゃっているわけです。

それと、そもそもの折半も、折半で来ましたけども、それは県の補助金とか、そのときは厳密に詰めてません。全体経費のフロー、フローの運営費の半分というふうなので、本当ですと補助金はこちら側の積算に入れてもいいんですけども、県とか市以外からもらった補助金は全部まずは除算をして、そこから割ろうというぐらいに、ある意味で正直にや

っているつもりで、これも可能な限り経費で落とそうということからやってきているわけです。現在1人当たりの経費が高くなっているのは、当初よりも加配がふえてきている。これもやっぱり現場で最大限受け入れようとしているから、こうなっているわけです。養護学校へ行っている最重症の方まで受け入れることまでは、今、想定できてません。可能な限り野洲の子どもさんは、普通の小中に行つてようが、養護学校に行つてようが、現場で受け入れられるのであれば受け入れましょうという発想でやっています。まず、その基本的な理念のところを理解していただかないと。たまたま1つのまちの障がい者だけ取り出してやっているとところの人員費がどうか、その議論でやられたら野洲の学童保育自体がつぶれてしまうと思います。適正な金額は何なのか、これをこれから第三者委員会で徹底的に透明性を保とうとして議論してもらおうと思っているのに、何か予断と偏見を持って、今この一般質問で議会でやってもらったら、それが先に走ってしまうので、中途半端なお答えはかえって危険かなと。私たち、どちら側に立っているといつたら、野並議員よりも当事者側、子ども側に立っているつもりをしています。

何か、ちくちく突くよりも、まず自ら対案を出してもらったほうが建設的になると思いますけど。今のお話を聞いてたら、私、市民だったら、何かもう本当に怒りを覚えるぐらいに、何か変なつき方ですね。

これ、あえてやっている取り組みで、全国でも一番です。これは、やはり市民も理解していただいているから、これだけの持ち出しをしてるわけですよ。前も言いましたけど、通年と季節でコストが変わってくるのは当然です。これは、就労しておられる方は、通年はそれでいいけども、じゃ季節だけがふえてきたら、そこだけ仕事に来てくださいというわけにいきません。だから、当然コストが上がってきます。だから、そういうことも含めて複雑な中になっているんで、帳面は全部オープンにしますので、その上で議論いただいたほうがいいと思いますし、できたら対案を出していただいたら、もっと生産的になると思います。こちら商売で隠してやっているつもりは全くございませんので、今の議論を聞いていると不毛な議論になりそうなので、全体を見越してお答えとさせていただきます。

○議長（三和郁子君） 野並議員。

○13番（野並享子君） 保護者の立場に立ってやっております。

保育料が高くなるということは、学童に預けられない親が出てくる。先ほど、私、放課後どうなってますかって言ってお尋ねしたら、自宅で過ごせるからというふうなね。自宅で過ごせる方の状況は3時か4時ぐらいで帰ってこられてる方々ですかね。そうすると、

やはりパートぐらいしかありませんよね。3時か4時で、正規職員の方がそんな時間には帰れないと思いますので。そういうふうな意味で、今現在、本当に正規職員で働く場所がだんだん少なくなってきた、なかなか正規で雇ってもらえない、非正規がふえてきているというふうな状況の中でね、季節がふえてきているということを私は聞いたので、本当に危惧してるんです。結局は、正規でとってもらえない、かといって保育料も高かったら払えないというふうな形で、何か悪循環で物事が進んでるなというふうな思いがします。さらに、野洲はそういう意味では障がい児も受け入れるということで、県下の中でも本当に特筆すべきということで、一番最初にそういうことを特徴があるということを行ったんです。それを否定しているわけでもありません。だから、政策として、野洲が、子どもたちが地域の学童保育に通えている、そういう保証をしていくために、障がい児加配という形でつけていかなければならないと思うんです。だから、人件費が高くなっているというのを、それを保育料にオンしてもらったら困るという、私その歯どめのための今議論をしておりますので、そういう意味で、全体の負担のところから、前回の保育料を出された算定基準に基づいて今回出してもらったら困るなという思いで質問をさせていただいております。大いに委員会の中で議論をしていただいたらいいというふうに思いますので、2分の1は保護者に負担をしていただくというふうなことになりますと、本当に加配をつけて障がい児の保育を頑張っているところの部分で保育料が上がって行って、預けることができないという、鍵っ子がふえるということになれば、一番最初に学童保育を立ち上げていった者としてはちょっと心が痛みますので、その問題だけは言うておきます。

次に、消費税の問題に移らせていただきます。

2014年4月から8%、15年10%ということを目民、民主、公明が合意し、国会で強行されました。しかし、増税反対の声は日増しに強くなっています。9月議会で、市長は、消費税が増税されても経済が落ち込めば税収はふえない、増税すべきでないということをおっしゃいました。この点は同じ思いであります。今、選挙の中で大きくクローズアップされてきました維新の会は、地方交付税をやめて地方消費税にするという、税率は11%ということが出されていますが、これについての市長の見解を求めたいと思います。

○議長（三和郁子君） 市長。

○市長（山仲善彰君） 野並議員の消費税に関するご質問にお答えをいたします。

見解は一切ございません。

○議長（三和郁子君） 野並委員。

○13番（野並享子君） 先日、医師会長とお話をいたしました。医療機器には消費税がかけられている、政府は診療報酬に加味されているというが、高額な医療機器など更新のときには本当に経営が大変になるということで、この分を、消費税は払った分は転化をしてというのがシステムなんですけれども、医療費にオンすることはできないので、本当にこの消費税の税率の引き上げに関しては反対だということをおっしゃっておられました。税率を上げるんやったら、医療機器などは還付税として還付してほしいということも言われていました。そういう意味においては、地方自治体の場合も同じかと思います。物品とか、建設とか、いろんな形で消費税がかかってきます。それを地方消費税という形で交付金があるわけですが、払ったさまざまな消費税はそれで賄い切れているのかどうか、お尋ねします。

○議長（三和郁子君） 市長。

○市長（山仲善彰君） 何かご質問の趣旨がよくわからないんですけども、消費税というのは一般財源になりますから、税というのは反対給付なしに、市民、国民が自らのサービスを受けるために出すお金です。税というのは、所得に着目したり、資産に着目したり、消費税というのは消費という行為に着目をしているわけですし、市が払った、これは事業者として払っているわけですね、それと5%のうちの4と1で分かれてまして、御存じのように1のうちの半分が調整して都道府県に来て、その2分の1がまた県内で調整されている。もう全然別の観点、基準で戻ってきている地方消費税の交付金とが見合っているかどうかという、これは全然意味がないですし、統計的にも出せません。その発想自体が、私、ご質問の趣旨が全く理解できませんので、わからんと。質問の趣旨がわからないというお答えをしておきます。

○議長（三和郁子君） 野並議員。

○13番（野並享子君） なぜお尋ねしたかいうと、これ10%になったら今の払ってる部分が倍になるわけですよ。倍になって、消費税が、そしたらそんだけ分来ると言えば、そのままの率で行って賄い切れてなかったら、要はへこんでくるというのか、全てまた市民税でその分をオンしていかならんという、そういう状況になってまして。ヨーロッパにある付加価値税とは全然システムが違うんですよ、日本の消費税という、このあり方が。だから、共産党は、本当に一番最初からこの消費税は廃止というふうな方向を出してたんですけども、今はもうこれが大きな税収になっていますので、今そういうふうなことは言うてはおりませんが。しかし、地方自治体にとっても、この消費税の増税とい

うのは、結局、財政の中の圧迫をするということが見えておりますので、今現在だから賄い切れてるんかということをお尋ねしたわけでありまして。出せないというんやったら、出せないで結構でございます。

商工業者から、今でも消費税を払うために借金をしているということが言われています。きっちりとオンできるところはいいんですけども、消費税を払うために銀行で借金をしている。そういうふうな中で10%にもなれば、もうそれは返済できない、銀行に返せないということで、10%になったらもう倒産するか、店閉めるか、いうふうなことが今言われております。野洲市の中でもそういうふうな状況、また全国的にも消費税の滞納が払い切れないということで、この滋賀県内でも自殺されている経営者がぽこぽこ出てきています、全国でもかなり出てきています。だから、そういう消費税というのは、利益に対してかかってくる所得税とは全く違うというところでね、これは本当に大変な事態になるということが今現在予想されてるんですけども、市長の見解をお尋ねいたします。

○議長（三和郁子君） 市長。

○市長（山仲善彰君） もう見解は何回も申し上げてますように、税財源はやはり必要なわけですけども、率の問題をどうするか。それと、これは前もお答えしましたように、野並議員がおっしゃるまでもなく、日本の消費税というのは3%から始まってますから、とりあえず制度を発足しようということから始まっているので、さまざまな問題を持ってます。プラス面もあるとともに問題面もある。これを5に持ってきて8、10となれば、当然その問題面が拡大されますから、ご承知のような課題は出てきますが、これは今後やっぱり制度設計で対応していくと。

ただ、とられるだけじゃなしに、税というのは、結局は福祉とか医療とか教育とかで返ってくるものでしてね。何か野並議員の従前のご質問を見てると、税は昔の非民主主義の時代のお上へとられるお金みたいな発想ですけど、基本的に、そこを透明化させて本来のところに受益が戻ってくるという仕組みであれば、とられるというよりは本当に自らの生活が安心して展望がひらけるということなので。今のご発想では、ちょっと何かとられるだけみたいで、返ってこないということで。私は、消費税の率を上げることについては安易にはだめですと、社会保障の姿が見えてからじゃないとと云ってますけれども。でも、例えば個人事業者、さっきおっしゃったように福祉とか医療とかいう恩恵は税で受けておられるわけですね。だから、それが回ってこなければ、事業でうまくいかないとしても別の面で課題が生じます。そういう意味では、全体、さっきの原発と一緒に。単問題で物

事を解決、今まではしてきたんですけど、それで解決ができない状況になっている中で、消費税だけを上げてはだめですよとか、そこで倒産とかいう話があって、じゃ別のまたリスクが控えていますから。ここで具体的な議論する場所じゃないですけども、そういう観点から制度設計をしていかないとだめだろうというふうに思っています。何が何でも反対とか下げるといっただけで物事は済まない、さっきの飛行機と一緒に、落ちてしまいます。

○議長（三和郁子君） 野並議員。

○13番（野並享子君） 払った消費税が福祉に回す回すということで3%を5%にしたんですよね。この間、福祉はそしたらどうなったかというたら回ってないんです。これが回ってたら、その3%が5%になって、身近に年金も安心して暮らせるようになったし、医療費もそんな3割とか、高齢者75歳で分けたりとか、そういうふうなんじゃなくて、医療費もとかね、そういういろんな形で実感があつたらですけども、ないんですよ。現実そこに使われなかったから。何回もグラフ出したりしてやりましたように、法人税の減税にこの間消えてしまったんです。ですから、税が国民に戻ってきていないという中で、そしたら今度8%、10%は国民に戻るんかと。そういう設計にはなってません。また法人下げよと言ってますし。本来、消費税は福祉に使うとか言うてましたけども、最後の項目の中に公共事業にも使えるというのを付則に入れたんですよ、わざわざ。ですから、またまた無駄な公共事業がどんどん出てきております。リニアカーをつくっていくとか、もう本当に、いろんな意味でそういうふうな状況になってますので、消費税というのは低所得者ほど十全になるという最大の不公平税制ですので、恩恵があるというて言われる部分では全くない。この消費税に関しては、低所得者には本当に過酷な税になりますので。共産党は、消費税に頼らなくても別の道があるということを提言として発表をしているんですけども、これについて市長の見解を求めたいと思います。

○議長（三和郁子君） 市長。

○市長（山仲善彰君） 消費税なしで済むのであれば、私も消費税が賛成と言ってるんじゃないし。それと、誤解がないように申し上げますと、前回も言いましたように消費税は当然逆累進性を持っています。同じものを買っても同じようにかかるけれども、これは所得関係なしに同じものを買わざるを得ないということで、それはそうです。ただ、私がさっき申し上げたのは、消費税だけで社会が成り立ってるわけではないので、財源がうまく回れば、それは事業者にとってもプラスになることもありますよと、あるいは、なければ、ここで今度は事業者も困りますよということを言ってるだけですので、誤解のないようにお

願います。

いずれにしても、基本的な考え方は違うので、コメントさせていただいてもご理解いただけないと思いますので、冒頭のご質問と一緒に、コメント、見解はございません。

○議長（三和郁子君） 野並議員。

○13番（野並享子君） 共産党は消費税に頼らなくても別の道があるということで、消費税とらなくていいってどないするんや、財源はどないするんやとかね、いろんなことが言われますけども、この10年間で大企業の内部留保は100兆円もふえてます。しかし、サラリーマンの給料は30兆円も減ってるんです。要は、国民の懐を細く小っちゃくしていいって、それで内需が上向きになるはずがないんですよ。そこに消費税ですからね。ですから、こういうふうな中で国民の懐が冷めていき、消費不況が起こり、デフレになりというふうな、今のこういうふうな経済の仕組みだというふうに思います。

それと、税のあり方。今市長も言われましたが、税の体系制度そのものをやはり基本的には変えないとあきません。今のような消費税、ここ、ちょっと見てください。この表が今生きてくるんですけど。この2009年なんですけども、消費税が5%、輸出してるところは相手の国から消費税をもらえないからいうことで、還付されてるんです。その10社トップがトヨタです、2,106億円、1年間ね。トヨタの本社のあるところの税務署はトヨタに還付しますから、ここ赤字なんです。中小企業やらみんなから所得税いっぱい集めてトヨタに還付して、ここの税務署は赤字です。全国に10個ぐらい、だから赤字の税務署が存在してるんです。ソニー、日産、キャノン、東芝、ホンダ、パナソニック、マツダ、三菱自動車、新日鉄というふうな形で還付される。だから、消費税を上げよう上げようと、税が返ってくるのが倍になりますから、明らかにどんどんこれで内部留保がふえるんです。この中の企業で見ますとね、すごくおもしろいのが、経団連の副会長さん、トヨタの取締役さん、東芝、新日鉄、経団連の副議長、キャノンの社長さん、パナソニックの社長さんというふうな形でね、財界が消費税の増税を求めている。経団連のトップの方々はずらっと入ってくるという、そういう状況が消費税だというね、基本のからくりの部分はこういうところなんです。さらに法人税も下げようと言っております。それが消費税の部分であるということをお認識はしていただけましたでしょうか。

○議長（三和郁子君） 市長。

○市長（山仲善彰君） いや、そういう面はありますけど、それは個別な事象であって。現に、今、社会保障なり、ですから将来というか、現に社会保障なり教育で出ている財源

と、そしてから歳出ですね、歳出と歳入が見合っていない、これをどこまできちっと公平で公正なルールで負担をしていくかという問題であって、大企業が、万が一ですよ、私はその検証はしてませんから。

野並さんが言われるのは本当に正しいのか正しくないのか、それ以外にいろんな要件があるのか。いつもいいとこだけ見られておっしゃいますからね、栗東のことをおっしゃったり、国保ですと高島のことをおっしゃるんですけど、よく調べると全然言っておられるような実態とは違うということがあるから。私、今その表については検証してませんので、それは是とはしませんけども、もちろん否定もしませんが。

そうじゃなしに、いわゆるマクロで見たときに、やはり財源をどう生み出すのかという問題は存在するので、それが消費税でいいのか、あるいはもう少し違う方策があるのか、そこまでの認識はきょういたしますが、今その表を認めよと言われると、それは保留をさせていただきます。

○議長（三和郁子君） 野並議員。

○13番（野並享子君） 財源の問題が出ましたので、一、二、紹介します。やはり、きちっと税金は負担能力に応じてということで、日本の場合は法人税が高い高いと言われてます。実効税率40%と言われてますが、実際は研究開発減税とか連結納税制度とかいうのがありまして、実際払ってるのが、三菱商事が12.1%、ソニーが13.3%、経団連の米倉会長の住友化学が17.2%です。こういったような状況で、税率が高い高いと言いますが、実質はこんな状況になっているというのと。それと、いつも言ってますが株の配当とか譲渡所得、これも20%から10%に下がったままです。こういうなんも特異な日本の状況ですので、やはり富裕層とかそういうところからきちっと諸外国並に税金をいただくということだと思います。それと、思いやり予算とか、無駄な公共事業をやめていくとか、いろんな形をとっていくべきだというふうに思ってます。だから、税の根本的なとり方、使い方、これを変えていけば、消費税に頼らなくても十分財源はあるということで、十二、三兆円の財源は生み出すことができるという、そういうのを出しておりますので、根拠に基づいて出してしておりますので、その見解に対して答えられないというふうなそういうふうなのではなくて、目を通したがどうだったというふうなことぐらいは、通告に出しておりますので、これは共産党のホームページにもきちっと張りついていますので、見ようと思えば見られる、出した通告に対する答えようとする答弁の姿勢が足りないんじゃないでしょうか。

○議長（三和郁子君） 市長。

○市長（山仲善彰君） いや、これは1問目の、ある政党の考え方にどうだとおっしゃったんですけど、私の責任は野洲市民の安全・安心、野洲の仕組みです。1つの政党の政権とか方針を質問されて、詳細に責任を持ってお答えする時間的余裕は私にないし、なくていいと、仕方がないと思ってます。何のために国会議員がおられるのか。私は否定もしてませんが、きちっと評価をしようと思ったら責任を持って議論させてもらわんとだめです、ペーパーだけではだめです。ということで、お答えができないと言ってるわけでして、それは通告してあるから読んどくべきだというのは、これは物すごく横暴な考え方ではないかなと。野洲の課題でしたらですね、野洲市民の課題、野洲病院の問題、駅前の土地どうかと、これやったらもう徹底的に私はお答えしますが、1つの政党の事を出されて、じゃ皆さん方が、各政党が出されてですね、農業問題どうや、TPPどうやと言われて、それについての見解を求めよと言われて、これは地方議会でやることでは私はないと思いますよ。

今のご発言と、先ほどやじが飛びましたけども、私は真剣に答えているからきちっと答えているわけであって、さっき議長は会派の議員から真面目に答えさせよとおっしゃいましたけど、あれはやじなんですよ、やじの制止がなかった。私は、とめてくださいと言うたけど。

今のご質問は、もう一段の、ある意味で対等の立場での議論じゃないです。自分ところの政権を出してる、それについてコメントがなかったらけしからんと、こんなの野洲議会で横暴じゃないですか。市民に、あなた投票するかしないか、マニフェスト読んでないか、あなたはけしからんとおっしゃるのと一緒で、私は野洲市政には責任持ちますけれども、当然、広く言えばもちろん国政の税制には責任を持ちますが、今おっしゃってるのは1つの政党の方針、考え方ですね、それについてのコメントがなかったらけしからんとおっしゃっている、これは全然レベルが違うと私は思いますけど。

以上、お答えといたします。

○議長（三和郁子君） 野並議員。

○13番（野並享子君） 税というのは、国の税制は全部地方にも大きく影響しますね。当然、市民の生活にも大きく影響しますよね。5%が10%になって、倒産して店を閉めんならんというような状況になってる中で、税そのものを、私はだから議論をしたいというふうに思っていたのです。もうこれ以上やったら次の質問もありますので。

もう次に行きますって言ったんですけど、そんな。

○議長（三和郁子君） ただいま市長より反問の申し出がありましたので、反問を許可いたします。

○市長（山仲善彰君） 真剣に議論をさせていただいてるつもりでしてね。今、野並議員の最後のご質問は、共産党の案に対してどう思うかというご質問であったと私は理解しています。一般的に税がどうかというご議論については、私は見解を述べてます。前もされたときも、正直にきちっと私が消費税の考え方を述べてます。今のご質問は、共産党の案に対してどうかというご質問だったと思うんですが、そこをもう一回お答えください。そうだったか、一般的な税議論あるいは消費税議論だったか。私はそう理解したので、それにはお答えできませんと言ったわけです。それに対して、やじが飛んできたわけですね。もう一回、そこをお答えいただきたいと思います。

○議長（三和郁子君） ただいまの反問に対する発言を求めます。

野並議員。

○13番（野並享子君） 通告に書いておりますように、消費税に頼らなくても別の道があると共産党は提言を出していますが、市長の見解を求めるといってお尋ねをいたしました。コメントしないというふうにおっしゃったんですけどもね。おっしゃったんですけども、別の道があるという、言うてみたら提案をしてるんですよ。常に反対とか、そういうふうなんじゃなくて、提案せよ提案せよ言うておっしゃいますでしょうが。今さっきの学童でも、野並議員は提案をしてくださいよ言うて。というふうな形でおっしゃってるから、提言を出して提案をしていますと。この別の道があるということに対してどうですかと言うて、私も今さっきちょっと具体的にこういうふうな形で税をとっていけばいいというふうなことを、コメントないとおっしゃったので言ったのに対しての部分も、それも検証できないということでしたので。本来ならば、そういう出している数字そのもの、共産党が出している数字が間違ってるということはございませんので、出してて間違ってたなら、これ4月の「前衛」です。ですから、間違ってたならそこから苦情が来ます、共産党の出してる数字は間違ってるということで全く来てません。という意味において、出してる数字は正確な数字に対してお尋ねしたのに、市長がそういうふうな態度ですので、次に移らせていただきます。もう次に移らせていただきます。

次、レンタサイクルについて質問をさせていただきます。

商工業指針というのが、1月に野洲市商工業振興指針というのが出されました。そのの

12ページに、レンタサイクルシステムの企画運営とありますが、いつからどのような実施をされるのか、お尋ねさせていただきます。

○議長（三和郁子君） 環境経済部長。

○環境経済部長（山本利夫君） レンタサイクルシステムにつきまして、お答えをさせていただきます。

レンタサイクルシステムにつきましては、現在、野洲駅前に約20台のレンタサイクルが置かれておりますが、借用、返却は同じ場所となっております。指針では、乗り捨てなどができるシステムを想定しておりますが、現段階では、乗り捨て場所や自転車の管理方法、利用方法等を含め、利用者や運営者にとって利便性など具体的なシステムづくりがまだできておりません。

ただ、希望が丘の文化公園のほうのスポーツ会館でございますが、こちらのほうに園内用のレンタサイクル約50台程度が保有されておられるということで、車の利用者からのニーズもあることから、これらをそこを拠点として近江富士周辺や県外にも利用できるよう希望が丘文化公園と協議をし、まずはそうしたことから始めたいと思っております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（三和郁子君） 野並議員。

○13番（野並享子君） この質問をしようと思ったのが、市民の方から、野洲駅までバスで行って、市役所、郵便局、お買い物、病院、いろいろと回って一遍に用事を済ませて、それでバスで帰りたいけども、野洲ではレンタサイクルはないんやろうかというふうなそういう声を聞いたんです。いや、野洲たしかやってますよと言うて、駅見ても、どこにもそのやってるということがわからないんですよ、市民にわからない。今、駅前に20台ということをおっしゃいましたが、多分、給与所得外でされてるんじゃないかと思うんですけども、市民もわからない、おり立った方はなおさらわからないというのが今現状ではないかと思うんです。ですから、やはりおり立ってわかるところに、レンタサイクルありますというふうなね、看板と指示ぐらいは私は出していくべきだというふうに思うんですけども、現在この20台がどういうふうな形で運用されているのか、頻度というのか、活用頻度というのか、そういうところら辺はどうなってるのか、お尋ねいたします。

○議長（三和郁子君） 環境経済部長。

○環境経済部長（山本利夫君） 今現在の利用の状況ですが、当然、気候のよいときですと30%程度利用されているというようなことを聞いております。ただ、冬場の寒いとき、

利用しにくいときは10%程度ということをお伺いしております。

○議長（三和郁子君） 野並議員。

○13番（野並享子君） 30%と言うたら6台ですね。これは1日ですか、1カ月ですか、この数字はどういう数字ですか。

○議長（三和郁子君） 環境経済部長。

○環境経済部長（山本利夫君） 1日単位ではないと思います。ある一定の期間、暖かいときの総台数、稼働日数ですね、そこで何台出たかというような全体的な中での計算だと思います。

○議長（三和郁子君） 野並議員。

○13番（野並享子君） まあ、ほとんど使われてないというところら辺ですね。そうすると、やはり、これ、私さっき言いましたように、看板ぐらいは設置すべきではないでしょうか。

○議長（三和郁子君） 環境経済部長。

○環境経済部長（山本利夫君） 今おっしゃいました看板の件でございますけれど、より多くの方にご利用いただくということは当然必要でございます。特に、駅をおりられて、どこにあるんやというようなお問い合わせもあるやに聞いております。そうしたことから、改札口の付近の出たところでございますけれど、こちらのほうの案内板等にレンタサイクルの貸し出し所の表記をするなど、また、駅からレンタサイクルのところの間につきましても指示票みたいなものを表記するなりを考えていきたいと思っております。

○議長（三和郁子君） 野並議員。

○13番（野並享子君） 見やすい、見えるところにしていただきまして、市民の方も利用ができるような状況にしていただければ、やっぱり、やってるのに知られてないというような、そういうのが野洲の中であるのではないかと。議員やは、こういうなのをもらってるのでね、知ってますけども、一般の市民の方にも、そういった意味で、広報にでも、野洲はレンタサイクルをやってるというふうなんも入れていただくとか、何か、せっかくやってるんですからアピールしてもらおうということが必要ではないかなというふう。どっちにしたって、みんなお金払って乗ってくれる状況ですから、そんなに野洲が持ち出してどうこうするようなもんでもないと思いますので、ぜひそんなことを考えていただけないでしょうか。

○議長（三和郁子君） 環境経済部長。

○環境経済部長（山本利夫君） 啓発、周知していただくために、いろんな機会もごさいますので、そういったところで、できるだけ載せて周知いただくように努めてまいりたいと思います。

○13番（野並享子君） 終わらせていただきます。

○議長（三和郁子君） 暫時休憩します。再開を午後2時15分とします。

（午後 2時00分 休憩）

（午後 2時15分 再開）

○議長（三和郁子君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

通告第13号、第9番、西本俊吉議員。

○9番（西本俊吉君） 9番、西本俊吉です。今回の一般質問におきまして、私は河川管理全般について一応お尋ねしたいと思います。

水は生命の源であり、またいろいろな面で利活用する、そして生かされる、そういう状態であればいいんですけれども、近年、毎年のように水の災害による大きな被害が出ております。そういうところから、私は水に関してお尋ねしていきたいと思います。

1つ目なんですけれども、基幹排水となっております市内の河川、そういうところで、ふだんは非常に何ともない状態で、逆に淀んでるようなところもあるぐらいなんですけれども、一たび雨が降れば、非常に勾配の差の低いこの野洲平野というんですか、この地域において上流から押し寄せる排水が湖岸付近で行き場を失い、洪水状態というんですか、そういうような危険性が高まってきております。一たび氾濫し、田畑や宅地が浸水することも当然想定されます。そこで、私は何点かについてお尋ねします。

今回の質問の原点となりましたのは、湖岸に近い自治会の方から、旧間宮川について何とかしてほしいという声が非常に高まってきております。私も、何回もそのことを聞いております。そこでお尋ねしたいんですが、廃川ですから河川としての機能を失っているはずの旧間宮川、しかしながら、常は田畑の排水溝を設けてあるんですけれども、新間宮川のほうの排水状態が非常に飲みこまないという悪い状態であるがゆえに、上流域の側溝、それらから、その田畑の排水路をつたって田畑にはもちろんのこと、その下流域に設けてあるマンホールから下流のほうへ向かって、いつきに水があふれてくると。そして、ふだんは、そのときに流された上流からのいろんな物質がたまり、ことしの夏も私見たんですけれども、ヘドロ状態で、そしてその上には背丈もあろうほどの長い夏草が覆い茂り、また上流から流れついたのか不法投棄なのかわかりませんが、いろんなものが散ら

ばってるという、そして夏であれば当然カヤハエ、そういうものも何して悪臭も出ている、何とかしてほしいという地元からの非常に強い要望がありました。

しかし、私が行政の窓口へ行きますと、廃川になっているからそんなところにお金は一銭も入れられないということですが、前回の質問でただしたところ、そこは湖南幹線の延長線上にあつてやがては道路と化していく場所でもあります。そういうところで、地元の方もきれいにしてほしい、自分らも何とかと思うんやけど手に負えない、そういうところから、そういう声が上がっております。新河川の間宮川を、ある程度、もっともつと汚泥を減らし流れのいい川にすれば解決する部分もあろうかと思えます。その辺含めてトータル的にお尋ねしているわけなんですけれども、その間宮川ですね、一定の雨水排水としての機能も持っておりますし、また、ところでは、利水という形でも利用されている、いわゆる農業用のハウスとか、そういうところでの利水もされておりますので、これだという決め手はないかもわかりません。しかしながら、午前中にありました質問の中で、野洲のこの周辺の排水がどこを流れていくかという、やはり最終的には琵琶湖に注ぐまでの間、家棟川とかそういうところへ合流し、そして、その家棟川も関係してくるわけなんです。家棟川の排水機能が低下していれば、その分、間宮川の下流域にあります新川にも影響してくるという、非常に、当然のことながら、網の目状態の水路そのもの全体が影響しているわけです。そういうところから、河川そのものの能力は別として、機能ですね、一定のヘドロ等の対策をもう少し強固に進めていただければ流れのよい河川となる、そういうところに対する対策について、これは2点目としてお尋ねしたいと思えます。

それから、3点目は、残念ながら、琵琶湖の水位と、この今申し上げました家棟川初め琵琶湖に注ぐ河川全体が、琵琶湖の水位によって排水機能が相当大きく作用されます。そういうところから、琵琶湖の自然環境を守るといいますか。例えば、稚魚がさかのぼって何するとか、琵琶湖管理全体を、以前と違って、水位を約30センチ程度平均的に上げられているように聞いております。そのことによって、水位プラス風、そういうものが影響してゲリラ豪雨に対応できない、いわば処理し切れない状態があります。そういうときのことについて、もっと瀬田川の南郷洗関等の、滋賀県にたしか権限が移されてるかなと思うんですけれども。当然、自然環境を守る、これは一番大事だと思いますけれども、その中に、やはりその地域で住み生活する人たちとの共存というものがあってなんですけれども、絶えずそういう水災害の危険性になって、または田畑においては、やはりそのことによる被害から収量も当然変わってきます。その辺のことを考えたときに、もう少し、野

洲の水問題というこの辺ばかりに集中しておりますけど、その水を受けて湖岸のほうでいろいろと危険性の高い、この辺について私はお尋ねします。この琵琶湖の水位の管理について市はどのような観点でとらまえておられるのか、その辺、3点目にお答えいただきたいと思います。

○議長（三和郁子君） 都市建設部長。

○都市建設部長（橋 俊明君） それでは、西本議員の河川管理につきまして、質問の趣旨に沿いまして答弁をさせていただきます。

まず、旧間宮川の改善策でございますけども、この旧間宮川につきましては湖南幹線予定地にある河川でございまして、まずそういった経過を述べさせていただきますと、昭和47年に湖南幹線が都市計画決定をされました。その後、圃場整備により湖南幹線道路予定地を確保されております。その後、地域の要望も強かったことから、県道近江八幡守山線から県道野洲中主線まで整備をされまして、平成15年7月18日に暫定供用されたものでございます。このときの整備によりまして、新たに準用河川間宮川としてつけかえ工事が完了しており、現在、普通河川間宮川として、主に農業用排水路として利用されております。質問の中で廃川ということをおっしゃいましたけども、廃川というのは河川の機能をなくしてしまいますので、いわゆる普通河川としての機能が変わっていったというふうにご理解を賜りたいなと思っております。

本来、湖南幹線の整備がおくれていることにより雑草が繁茂いたしまして、先般の行政懇談会におきましても間宮川の改善要望の意見を出されたところでございます。しかし、この普通河川間宮川につきましては、湖南幹線道路敷地内にありまして、湖南幹線の整備ができれば改修も含めて整備ができるものと判断いたしております。したがって、滋賀県に対しましても、今後、責任ある対応を強く求めていきたいというふうに考えております。

2点目の河川の機能を生かすためのヘドロの浚渫でございますけども、ご質問の準用河川間宮川や一級河川新川におきましても、同様に雑草の繁茂や土砂の堆積を確認いたしております。また、維持管理以外にも、河川勾配が極めて緩く琵琶湖や家棟川からの逆水を受けていることから、川の流れがほとんどなく、地形上、土砂が堆積しやすい状態となっております。これらの管理といたしましては、定期的な堆積土砂の浚渫を行うことで良好な河川管理が保たれると考えておりまして、毎年予算の確保に努めているところでございます。また、河川管理者で

あります滋賀県においても、危険度に応じて、流下に影響がございす木や竹の伐採、また浚渫等の工事を実施していただいております。

一例として挙げられております新川につきましては、護岸の未整備区間、これは野田地先と安治地先の間でございすけども、このうち県において用地取得のできている箇所について平成15年度から順次改修工事、いわゆる河道の確保を実施していただいております。今後も、土砂の堆積等により流下能力に影響を及ぼす箇所につきましては、優先的に河川改修、浚渫工事等を実施していただけるよう、引き続き滋賀県に要望してまいりたいというふうに考えております。

3点目の家棟川の上流での河川管理についてでございすけども、家棟川につきましては上流域まで船が入れるように管理すべきとのご質問でございすが、その対応策としましては浚渫が必要でございす。本来、浚渫につきましては、治水上の安全を図るための手段でありまして、河川の本来の機能を確保することとございす。したがいまして、上流部まで船を航行できるようにとの今回の提案につきましては、お応えすることはできません。なお、家棟川の管理につきましては、昨年、治水上、流下能力が低下しているところにつきましては流木の伐採を実施していただきました。今後も流下能力が低下して支障を来す場合には、浚渫も含めて滋賀県へ要望してまいりたいと考えているところでございす。

4点目の河川内水に対する排水施設でございすが、新川につきましては、家棟川との合流部付近の左岸側には護岸がなく、上流部の護岸整備箇所に比べて通水能力が約半分となっており、内水浸水を生じている状況でございす。家棟川合流部からの逆水に対する抜本的な対策といたしまして、滋賀県の河川整備計画において、水門設置による内水排除が位置づけられていることから、この計画に基づきまして、内水排除施設を整備していただけるよう滋賀県に対して要望してありますが、いまだ実現に至っておりません。引き続き、整備に向けて要望してまいりたいと存じます。

なお、琵琶湖の水位の関係でございすけども、これは県と下流域、並びに国土交通省が管理をいたしておりますので、私どもの一存ではちょっと意見が言えないかなというふうに考えておりますので、ご理解賜りたいと思ひます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（三和郁子君） 西本議員。

○9番（西本俊吉君） ただいま、都市建設部長からお答えをいただきました。私が廢川

という言い方をしたのが正確でないということなんですけれども、新聞宮川に対して旧間宮川は機能を一定何しているから廃川と私はそういう表現をしてしまって、そこに誤りがあったのかなと思います。

要は、今おっしゃられましたように、計画から30年以上になると思うんですけども、湖南幹線の用地として、いずれは改修されるであろう河川なんですけれども、現状が余りにもひどくて、地元の人がそらやられればいい問題かもわかりませんが、下流域においては農地として整備がされてますからなんですけど、住宅地域に面する部分についての維持管理が非常に難しいというんですか、ほんまにヘドロばかりでください、こんな言い方は悪いんですけども、夏場となると臭気が出ております。何とか市も、この部分について、長年地元が要望されてることでありますので、一度市として、できる範囲内、市がその方向に目を向けて美化ですね、環境美化というものについて少し力を行政として出されるのがいいんじゃないかなと私は考えております。そういうところで、今すぐできるわけじゃないかもわかりませんが、地元とのまず協議が始まって、そしてどうしたらいいかということを行行政の立場から、ぜひとも前向きにお考えいただきたいということです。お互いになすり合うような状態では事は前へ進みません。その辺で、よろしくをお願いします。

それから、ヘドロの除去を計画的にやっていると言いますけれども、河川の長さも伴うのかどうかわかりませんが、予算的措置が非常に弱いんじゃないかなと。私も見てまいりました。やっぱり、ところどころ、きれいに、確かに川幅が狭くなっているところもありますけれども、何よりもあのヘドロ状況を見たときに、もう少し力を入れられたら流れがよくなるんじゃないかなというところを考えています。

それから、当初質問で私はちょっと飛ばした感じになったんですけども、家棟川の河口付近、今、観光船というんですか、いわゆる地域観光の一端を担って心の癒しを求め自然観察をする、そういう感覚で浜のほうから船を上げる状況になっておりますけれども。何も観光船のためというのではなしに、本来、家棟川としての河川機能の面からももっときれいに、河川上流までヘドロ等の浚渫並びに、いわば河全体をきれいに持っていくべきじゃないかなと思うんですけども、それは無理やり自然環境を壊すということになる、その辺の一長一短もあろうかとも思いますけれども、その辺は調和させながら、やはりうまく河川管理をしてほしいなと思います。

それから、最後に申し上げました琵琶湖の水位、これは当然、大きな下流域の都道府県、

または国、野洲市でどうこうという問題でないけれども、私が言うのは、地方の自治体で地方の求めるそういう気持ち、もっと滋賀県に対して強腰で臨めというぐらい言っていただいて、滋賀県のためにベストな水位というものを県がつくる。今がベストであればそれでいいんですけども。ならば、それに伴う周辺の河川管理、水位ですね。ゲリラ豪雨対策、これらを全て超えてからやっていく。

政府は、今立案できる状況ではないですけども、総合琵琶湖保全法という、ちょっと名称は確定しておりませんが。総合開発からもう既に20年、30年たっておりますけれども。今は、人と自然との調和、そして琵琶湖の本来の生態系、そういうものを守りつつ、やっぱりきちんとした、乱開発はないと思うんですけども、環境をこれ以上悪くしないための保全法と、そういうものも考えているようです。

そういうところから、やはり、この周辺ですね。私も、昭和28年の水害、28水のあのときに近くで目の当たりにして水の怖さというものを知っております。そういうところから以後、河川改修等されて、今は非常に安心できる状態があるんですけども、今日の大きいゲリラ豪雨に、果たしてこれで耐えられるのかという思いがあって、このように。また、ふだんのそこに住む人たちの生活、そういうものを考えたときに、やはり被害を未然に防ぐという意味で、もう少し管理全体を強化していただきたい、そういうような思いで発言しております。

再度、ご答弁を求めます。

○議長（三和郁子君） 都市建設部長。

○都市建設部長（橋 俊明君） それでは、西本議員の再質問にお答えをさせていただきます。

質問の1点目でございますけども、特に間宮川につきましては、滋賀県に対して責任ある対応を求めていきたいというのは、もともと8月議会でもご答弁させていただいたとおり、湖南幹線の整備を県に対して要望しておりますけれども大分おくられているということもございまして、そういった形で滋賀県にはきちっと求めていきたいなと思っています。

その反面、比留田の自治会につきましても、先般、行政懇談会からも強い要望がございまして、お話をさせていただきました。西本議員ご指摘のとおり、特に下流の田んぼの間は、これはやむを得んかもわからない、特に住居区間については、やはりヘドロがたまっている状況であるということで、ここから悪臭がしたり、カやハエが発生すると、これを特に何とかしてくださいという強い要望がございましたので、これもご指摘がございま

したとおり、長年の要望であるということもおっしゃいました。環境美化の観点からも、市としても何とか予算がつけられるように、まず浚渫から検討してまいりたいというふうに考えております。

次に、河川のヘドロの除去の関係でございます。議員から、予算的措置が弱いのではないかなということでございます。この河川の浚渫でございますけども、昨年、久野部小南線の、あそこのよく水がたまる河川を、地元から要望がございましたので、浚渫を去年させていただきました。ことしをしてみますと、既にまた、いわゆる草がもう生えているような状況でございますので、特に小さい河川につきましてはこのような状況に陥りやすい。現在、童子川のところの浚渫をしていただいております。大きい河川につきましては、やっぱりそれだけ広い分だけ草の繁茂がおくれてきますので、そういった形でどうしても、予算的措置が弱いのではないかなというご指摘もございましたけども、県も、特に河川整備計画、これを優先的に進めておりますので、なかなか維持管理まで、精いっぱい予算づけがされておりますけども、どうしても弱くなるというところがございまして、今後もやっぱり強く県に要望してまいりたいというふうに考えてます。

3点目に家棟川の関係でございますけども、全体的に調和が少し欠けるのではないかなというご指摘もございました。特に家棟川については、ご指摘のとおり、野洲市の上流部の排水をほとんどあの河川ないし新川で受けているというような状況でございます。このようなこともございまして、今後は、やっぱり家棟川は野洲として、童子、家棟川というのは河川のネックでございますけども、これが一番肝心なところでございまして、この辺の全体の調和がとれるように県に対して強く要望してまいりたいと考えております。

最後に、琵琶湖のベストの水位という問題がございました。これはですね、琵琶湖のいわゆる地理的状況、あらゆるところから川が、いわゆる流下能力、流下を全部受けて、その排水に瀬田川に全てかかっているということでございまして、やっぱり大災害、大雨が降ったときには、いつも水門という形が大きくポイントになります。下流域では流してもらったら困る、かといって、ご指摘がございました琵琶湖の水位はどうなるという形もございまして。そういったことも含めまして、国土交通省では宇治川の改修のほうにも尽力をいただいているところでございまして、そういった経過を見ながら、特に野洲川の改修も含めて、国土交通省に要望してまいりたいというふうに考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（三和郁子君） 西本議員。

○9番（西本俊吉君） 私の申し上げる質問の中で、若干前向きな答えもいただいておりますところですが、施設面、そういう内水に対する、いわゆる排水設備とか、そういうものがどうしても必要というときには。私は、これをつくるのがよいのか悪いのかという面も、ちょっと両面考えるところもあるんですけれども、やはりゲリラ豪雨に対する排水機能をきちっと持たす必要があるのであれば、そういう排水工事的なものも国、県にきちっと整備してもらおうということも大事だと思います。そういうことで、全体の排水機能をどうするんやというところで、今、管理そのもの全般ですね、1つの河川だけいろいろたから全て治るんじゃないくて、全体が、先ほどおっしゃったように、上流域からの一気水に対して下流が丸かぶりにならなくても琵琶湖へちゃんと行きよるように整備してもらおう、これが野洲市の水に対する行政として大事じゃないかと思います。部分的でなしに、総体的に、やっぱりそういう意味で下流域における管理もきちっとされるよう求めておきたいと思います。

少し、言葉の中で私自身も誤った表現というんですか、機能のあるところを廃川と言ったような部分もございましたけれども。とにかく、ゲリラ豪雨で田畑はもちろんのこと住宅地まで浸水する、そのために土のうを積んでいる地域もあります、かさ上げをされております。そういうようなことをしなくてもいいような、住環境としての、そういう面からもよい状態というんですか、そういうものを今後とも引き続き安心・安全のためにきちっと努力いただくことを求め、私の質問を終わります。

○議長（三和郁子君） 次に、通告第14号、第11番、立入三千男議員。

○11番（立入三千男君） まず質問に入る前に、山仲市長、2期目の当選まことにおめでとうございます。山仲市政の1期4年間にわたる厳しい財政状況下での市政運営や課題解決、また施策の執行に当たっては、市民皆さんに見える、問いかける、提案をいただく等々、開かれた運営が評価をされ、結果、無投票再選されたものだと思います。今後も健康にはご留意をいただき、安全・安心な住みよいまちづくりに向けて、一層のご尽力とご活躍をお祈り申し上げます。

それでは、質問に入ります。まず、1点目のスマートインターチェンジの設置についてでございますが、ご承知のとおり、スマートインターチェンジにつきましては、既存の高速道路の有効活用や地域生活の充実、地域経済の活性化を推進するために、建設や管理コストの削減が可能なETC専用のインターチェンジでございまして、高速道路のアクセスの向上を目的に、既存のインターチェンジの間やサービスエリア、パーキングエリア、バ

ストップ等に設置をし、高速道路への乗りおりができるインターチェンジでございます。本州の動脈でございます名神高速道路は本市を通過しておりますが、スマートインターチェンジ設置への適地がございません。野洲地域ではございませんが、隣接する湖南市の菩提寺パーキングエリアでの設置に向けて、湖南市に積極的に働きをかけ、取り組まれることを要望し、市長のお考えをお聞きいたします。

次に、教育長に質問をする前に、川端教育長、このたびのご就任まことにおめでとうございます。今日までの経験や知識を生かして、野洲市の教育振興、発展にご尽力賜りますよう、心からお願いを申し上げておきたいと思っております。

それでは、教育の振興といじめ等防止についてお尋ねをいたしたいと思っております。

まず1点目、教育委員会事務局長としての教育長の本市教育の振興、発展に向けた抱負、所信をお伺いいたしたいと思っております。

次に、先の定例会でも南出前教育長にお尋ねを申し上げましたが、川端新教育長にも質問いたしたいと思っております。大津市で昨年10月、いじめを受けた中学2年の男子生徒（当時13歳）が自殺をした問題で、学校現場や市教育委員会における隠ぺい体質やさまざまな調査と問題意識の欠如、不適切な対応について、新聞・テレビ等で連日報道され、今なお報道されているところでございまして、また同様の事象、事件が全国で相次ぎ発生、発覚をし、いじめ問題が大きくクローズアップされている昨今でございます。大津市におきましては、真相解明のため第三者調査委員会を立ち上げ、事実確認や真相究明をされているところでございます。

そこで、2点目に、一連の大津市の学校現場の取り組みや教育委員会の対応をどのように受けとめられているのか、教育長の所見をお伺いいたしたいと思っております。ご承知のとおり、本市におきましては昭和53年2月に野洲中学校生徒殺傷事件が発生をし、内容につきましては、ふだんから殴る、けるの暴行や物を強要されるなど、執拗ないじめを受けていた中学3年の男子生徒の報復、復讐犯行事件で、大きく全国に報道された過去がございます。

野洲市教育委員会といたしまして、大津市の事件を教訓に、学校現場及び関係組織団体と問題を共有し、子どもたちが発するSOSに向かい合い、受けとめる等、真摯にとらえ、しっかり対応する。そして、生徒や保護者から信頼される教育委員会であることを強く求めておきたいと思っております。

ご承知のとおり、文部科学省におきましては、全国都道府県教育委員会に通知をされた、

「いじめが少ないと評価される風潮が隠ぺいを生んできた、見逃さない努力をしてほしい」など。また、アンケートや面談で定期的に児童生徒から状況を聞く取り組みをさらに進めるよう要請がございました。警察との連携の重要性をも指摘をされておりますし、「いじめの把握が多いか少ないかでなく、迅速で適切な対応が評価されるよう注意する必要がある」とされています。

3点目として、本市教育委員会がいじめ等の防止に向け、市内小中学校に何を指示し、各学校で具体的などのような取り組みがされたかの対応を尋ねるところでございます。

以上です。

○議長（三和郁子君） 市長。

○市長（山仲善彰君） 立入議員のスマートインターに関するご質問にお答えをさせていただきます。

その前に、まずは私の第1期目の高い評価をいただくとともに2期目への期待を賜りまして、まことにありがとうございます。ご期待に沿えるように頑張らせていただきます。

スマートインターにつきましては、潜在的には課題になってましたが、私の1期目のかなり早い段階から、もう一回積極的に課題設定をさせていただきました。それはなぜかといいますと、幾つかございますが、1つは野洲からの高速アクセスをいかに確保するか。1つは国道8号バイパスですけれども、そのときにはまだもう少し先が見通せてませんでした。現在かなり進捗してまして、ご承知のように栗東からも、そして野洲のほうからもくい打ちができるという状態ですし、まだお伝えできてませんが、国交省の事業評価でもかなり厳しかったんですが、11月末、整備局レベルでは継続という評価がされています。課題がまだ存在すると、展望があるということで進むんですが、国8バイパスは当然重要ですけれども、あわせて複数的な路線として、今、立入議員もご質問でご指摘ありましたように、せっかく市内を走っているわけですので、できるだけそのアクセスもとりたいと、これは発展と防災とか救急とかということも含めてということです。

それと、時ならず民主党政権が誕生しまして高速道路無料化と、私はちょっと疑問は持ってたんですけども、政策の第一に掲げられてましたので、ただなら乗らないと損だということで、これも好機ととらえまして、積極的に県、国への提案とか、あるいは具体的には西日本の自動車会社にも行っております。

それと、もう一つ理由がありまして、坂口議員が北桜の組合長をしておられたときに、北山ダムのあり方と、そして湖南市の上流の湿潤対策、住宅地が北山ダムの水位によって

湿潤化するという問題がありまして、水位の上昇によりまして。あそこをうまく使うことによって土地も生み出せるし、高速アクセスも確保できるという。

この3つがありましたので、総合的な、政策的な設定をさせていただきました。現在は、既にお答えしてますように、交通ネットワーク構想の中に位置づけることによって、一段具体化をしていきたいと考えております。

ただ、土地の問題もありますし、野洲だけで解決がつく問題ではございません。多分、市議会議員さんの中でも情報交流をしていただいていると思っておりますし、私も湖南市の市長とも個別に話してますし、事務レベルでも話してます。ただ、今のところ若干温度差がありますので、そのあたりはできるだけ早い整備が好ましいんですが、無理をしないで、将来の展望と、それと幸い、さっき申し上げましたように国道8号バイパスが少し見通しが明るくなっているのです、両方を整備してもらおうということで、複数の交通アクセス対応ということで、事業化を進めていきたいと考えております。

それと、ほかの道路につきましてもそうでして、スマートインターができるだけではだめでして、市内からのアクセスも必要ですので、いわゆる山手幹線ですとか、あるいは総合的なネットワークが必要だと思っております。

ただ、現在の状況、国も厳しいんですけども、先ほど西本議員も河川でいらいらしておられたんですが、構造的にかなり厳しくなってきました。ご承知のように近江大橋の有料化がだめだということですし、近々は下手をすると琵琶湖大橋もだめになってきます。そうしますと、今、滋賀県で動いている道路財源の中で、そういったかなりコストのかかる橋の維持管理、補修をしつつ、新しい課題も解決していかないといけないということで、これも小菅議員のご質問にお答えしましたように、何か熱意がないんですね。全国的には道路は結構整備されてますけど、本当に、野洲、滋賀県はまだまだ道路の整備がおくれています。これは大企業のためじゃなしに、本当に市民のため、地域のため、安全のためですから、絶対に必要なもので、湖南幹線もあわせて早く、これも昭和40年代に土地が確保されているのが今もってまだだと、今回の国の社会資本整備総合交付金、これまだ一段、減額で一段おくれるわけですね。ここに来て、近江大橋の無料化でもう一段遅れる。それに対する危機感が全くないというのは、本当に私は心配してまして、もっといろんな工夫が必要かなと思っておりますので、大賛成で、ぜひスマートインターを含めながら、市内の交通の便宜の高まりについては一緒に取り組ませていただきたいと思います。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（三和郁子君） 教育長。

○教育長（川端敏男君） 立入議員の教育の振興といじめ等防止についてお答えをする前に、ただいまは大変温かい激励のお言葉をいただき、身の引き締まる思いでございます。ご期待に沿えるよう精いっぱい頑張る覚悟でございます。

それでは、1点目の教育長としての野洲市の教育振興、発展に向けての抱負、所信についてでございますが、今日、社会構造や生活環境が大きく変化する中で、教育の重要性を改めて痛感しております。就任をいたしまして3週間足らずでございますけれども、その任の重さを体でひしひしと感じているところでございます。教育行政を預かる教育委員会の事務局長として、これからの次代を担う子どもの育成や生涯学習・生涯スポーツの充実発展、並びに文化遺産の継承と創造に全力を傾注する覚悟でございます。

私は「愛と輝きのある教育のまち・野洲」を目指しております。「愛」と「輝き」のコンセプトでございますけれども、私たちは多くの人と「かかわり」をもって生活しております。「かかわり」の中で、お互いに「認め合い」「助け合い」「励ましあい」「支えあい」などといった「〇〇あい」が生まれます。この「〇〇あい」で大切なことは、相手に対する「思いやり」、それから「優しさ」「いたわり」だと考えております。これらの「思いやり」「優しさ」「いたわり」の根源にあるのが、人間の「愛」です。

「輝き」とは、「元気」「笑顔」「意欲」「協調」「充実」「自信」「誇り」などが表情や姿、行動としてあらわれることです。

私は、この「愛」を基盤にした活動を通して、子どもからお年寄りまでの野洲市民の「輝き」を創出する教育のまち・野洲をつくることを目指しております。

この「愛と輝きのある教育のまち・野洲」をつくるには、野洲市教育振興計画に掲げてある基本理念「一人ひとりが大切にされ、おとなも子どもも学びあう、まちづくり・ひとづくり」を踏まえ、施策を展開をしていきたいと考えております。

2点目の「大津市の現場の取り組みや教育委員会の対応について」でございますが、いじめを1つの要因として、1人の生徒の命が奪われたということは、これまで、これからでもすけれども、教育に携わる者として絶対にあってはいけないことだと、そんなふうに考えております。

この大津市のいじめの問題につきましては、報道でしか私も知りませんので、それによりますと、学校がいじめを早期発見できていない、発見してからも組織的に早期対応が十分にできていないということも挙げられると思いますし、当該学校と大津市教育委員会と

の情報の共有も不十分で、連携をした行動ができていなかったのではないかなという感想を持っております。他市のことでございますので、これ以上のコメントは差し控えたいと、そのように思います。

3点目の市による「いじめ等の防止に向けての市内小中学校への指示内容や各学校での取り組み」についてでございます。

校長・教頭研修会を初め、小中学校の生徒指導担当者連絡協議会を通しまして、大きく3点について指示をいたしました。

1点目は、「どの子にも、どの学校にも、いじめは起こり得るもの」とであるという認識のもとに、全教職員が共有した上で、一致協力して教育活動を推進すること。

2点目は、各学校で作成をしました「ストップ・いじめ・アクションプラン」の見直しを図って、いじめの未然防止と早期発見・早期対応に向けて、いじめアンケート、実態調査や教育相談活動の充実を図るということを指示いたしました。

3点目でございますが、いじめやトラブルが発覚すれば、被害者を守り切ることを最優先に考え、迅速かつ丁寧な初期対応をしていくとともに、組織的な対応をしながら、問題解決に向けて取り組むこと。

以上の3点を踏まえまして、児童会や生徒会活動が中心となって「いじめは絶対に許されない」ことを全校に啓発し、いじめ根絶に向けた取組を推進しております。

具体的な取り組みや対応についてのお尋ねですけれども、先だって、県教育委員会主催をしましたいじめ対策チーム会議の委員の1人として、中主小学校の児童2名が、学校の「いじめ根絶に向けた取り組み【ぽかぽか言葉を増やして、ちくちく言葉をなくそう】」という学校の取り組みを力強く発言し、いじめを許さない仲間づくりや学校づくりについて取り組んでいることを、堂々と発表をしてくれました。

また、各学校におきましては、道徳とか人権教育の学習を機に、いじめ問題を題材にした教材を盛り込み、いじめの構造を理解するとともに、傍観者の立場は加害者であるという認識を持たせ、いじめを許さない学習を進めているところでございます。

最後に、教育委員会としましては、子どもの命や安全・安心を守ることは学校の使命でございます、責務でございます。このことを改めて胸に刻みながら、子どもたちの笑顔があふれる、いっぱい見られる、そんな学校づくりに努めていきたいと、そのように考えております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（三和郁子君） 立入議員。

○11番（立入三千男君） スマートインターチェンジの設置という件につきましては、ただいま市長のほうから前向きなご回答をいただきました。本市から名神高速道路への乗りおりについては、現在、竜王インター並びに栗東インターがございしますが、ただいまもご説明がございましたように、災害時等の緊急の輸送路の確保として、湖南市はもとより本市の地域経済の活性化や地域皆さんの利便性の向上のために、ぜひ積極的なお取り組みをお願いするものでございまして、野洲湖南竜王総合調整協議会での取り組みを要望しておきたいと思っております。

それと、ただいま、教育長のほうから教育の振興といじめというようなことでのご回答をいただきましたが、私のお尋ねしたいというようなことは、要するに、大津市を初め、全国の学校現場で起こっている隠ぺい体質といいますか、このようなことについて具体的な答弁がなかったように思いますので、再度申し上げますが、同様の事象、事件が全国で相次ぎ発生、発覚をしており、学校現場や教育委員会においての隠ぺい体質やずさんな調査等、問題意識の欠如、不適切な対応が新聞、テレビで報道されているということございまして、具体的なコメントをくれじゃなしに、やはり教育長として、野洲市での教育委員会のトップとしての、文科省のほうからもこのような事件、事象があったときには、なるべく早い段階にオープンにする、うちの市長は市政一般につきまして常に問いかけるというようなことで、前向きなそのようなお取り組みをいただいておりますし、私は教育委員会、今のこの大津市だけやなしに、全国の教育委員会といいますか、文科省の関係は全て閉鎖的な、要するに、表へ出さない、やっぱり出すことによって保護者なりいろんなところから不審を買うとか、いろんなことを言われるというような中で、オープンにしないというような隠ぺい体質があるように私自身ははっきり思っておりますし、そのようなことがないよう、野洲市でもしそのようなことがあれば、初期の段階でも結構ですし、やはり教育委員会を初め学校現場が一丸になって、そういう子どもや保護者、そういうふうなSOSを言うてる段階で公になって積極的に取り組んでいただきたいと、このような思いです。再度、教育長の答弁をお願いします。

○議長（三和郁子君） 教育長。

○教育長（川端敏男君） 隠ぺいすることで問題は解決しないと、かえって隠ぺいすることで解決するためには随分なエネルギーを使わなければならないということは認識をしております。

今、立入議員がおっしゃってくださいましたように、先だって文科省から通知が出ております。これを見ますと、いじめが少ないと評価される風潮が隠ぺいを生んできた、見逃さないよう努力してほしい、あるいは、いじめの把握が多いか少ないか、そういうことは問題ではないんだと、迅速で適切な対応ができる教員や学校をプラス評価してくれと、そういう通知が手元には届いております。

こういうようなことも踏まえまして、本市では、いじめの問題に限らず、学校の抱える課題とか問題、非常にたくさんございますし、これは学校だけではやはり解決できないと、そんなふうにも考えております。個人情報に十分配慮しつつ、透明性を確保しまして、学校と家庭や地域が情報を共有する、それから課題を共有すると。そして、学校だけでなく、家庭も地域も当事者意識といいましょうか、そこは僕は大事なことだと思うんですが、当事者意識も共有して、その解決に向けての行動も、やっぱり学校はこうだ、家はこうだという行動も共有化していく必要があるんじゃないかなと、そんなふうなことを考えております。学校、家庭、地域、それから関係機関が一体となった取り組みを行いまして、問題解決を図っていききたい、それから子どもの姿を変えていききたいと、そんなふうなことを現在考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（三和郁子君） 立入議員。

○11番（立入三千男君） 教育長、今の答弁いただいたとおりでございまして、言葉やなしに実践においても、ぜひそのようなことを実践いただきますことを強く求めておいて質問は終わります。よろしく願いいたします。

○議長（三和郁子君） お諮りいたします。本日の会議はこれにてとどめ、延会いたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（三和郁子君） ご異議なしと認めます。よって、本日はこれにて延会することに決しました。

明8日及び9日は会議規則第10条第1項の規定に基づき、休会といたします。

なお、12月10日は午前9時より本会議を再開し、本日に引き続き一般質問を行います。

本日は、これにて延会します。お疲れさまでした。（午後3時12分 延会）

野洲市議会会議規則第120条の規定により下記に署名する。

平成24年12月 7日

野洲市議会議長 三 和 郁 子

署 名 議 員 中 島 一 雄

署 名 議 員 丸 山 敬 二

